

# 令和2年度 第1回横浜市精神保健福祉審議会

令和2年9月4日（金）  
14時00分～16時00分（予定）  
横浜市開港記念会館 1号会議室

## 《次 第》

### 1 開会

### 2 健康福祉局障害福祉保健部長挨拶

### 3 議題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の骨子について（資料1）

### 4 報告

- (1) 精神障害者生活支援センター機能標準化に係る10月1日からの本格実施について（資料2）
- (2) 横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について（資料3）
- (3) 第4期横浜市障害者プランの策定について（資料4）
- (4) 精神保健福祉対策事業について（資料5、6）

### 5 その他

#### 【配 付 資 料】

- ・資料1 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の骨子について
- ・資料2 精神障害者生活支援センター機能標準化に係る10月1日からの本格実施について
- ・資料3 横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について
- ・資料4 第4期横浜市障害者プランの策定について
- ・資料5 精神保健福祉対策事業について
- ・資料6 横浜市こころの健康相談センター所報（当日配付）
- ・資料7 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料8 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和2年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿 (五十音順)

委員氏名	職名
天 貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯 島 倫 子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
池 田 陽 子	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
石 井 一 彦	神奈川県精神科病院協会 理事 大和病院 院長
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 人間科学部 教授
伊 東 秀 幸	田園調布学園大学 副学長
大 友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大 貫 義 幸	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 事務室長
金 子 由 紀 子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 多機能型施設長
川 越 泰 子	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
佐 伯 隆 史	神奈川県精神科病院協会 理事 神奈川病院理事長・院長
土 屋 恵 美 子	南区生活支援センター 所長
豊 田 ま ゆ 美	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
西 井 華 子	神奈川県精神科病院協会 監事 鶴見西井病院 理事長
長 谷 川 吉 生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
樋 口 美 佳	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
菱 本 明 豊	横浜市立大学医学部精神医学教室 主任教授
三 村 圭 美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮 川 玲 子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山 口 哲 顕	神奈川県精神科病院協会 副会長 港北病院 院長

令和2年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏名	所属
事務局	田中 博章	健康福祉局長
	田畑 和夫	健康福祉局保健所長（担当理事兼務）
	上條 浩	障害福祉保健部長
	白川 教人	担当理事（こころの健康相談センター長）
	佐渡 美佐子	障害施策推進課長
	榎本 良平	精神保健福祉課長（こころの健康相談センター担当課長兼務）
	近藤 友和	精神保健福祉課担当課長
	渡辺 文夫	障害自立支援課長
	宮嶋 真理子	障害施設サービス課長
	粟屋 しらべ	企画課長
	佐藤 修一	医療援助課長
	室山 孝子	保健事業課健康づくり担当課長
	水野 直樹	高齢在宅支援課長
	松浦 拓郎	障害施策推進課施策調整係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	田辺 興司	障害施策推進課計画推進担当係長
	萩原 昌子	障害施策推進課指定・システム担当係長
	根岸 桂子	障害施策推進課相談支援推進係長
	川上 俊輔	障害施策推進課担当係長
	米津 克哉	障害施策推進課区分認定係長
	今井 智子	障害施設サービス課施設管理係長
	赤池 洋一	障害施設サービス課整備推進担当係長
	黒米 建一	障害施設サービス課地域施設支援係長
	品田 和紀	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	水原 伸浩	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	米田 一貴	障害施設サービス課担当係長
	奈良 茜	障害自立支援課就労支援係長
	石川 裕	障害自立支援課福祉給付係長
	福井 寛	障害自立支援課移動支援係長
	工藤 岳	障害自立支援課社会参加推進係長
	飯塚 健介	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	岡田 由起子	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	今野 友香里	精神保健福祉課担当係長
	神谷 昌吾	精神保健福祉課担当係長
	三小田 晃児	精神保健福祉課救急医療係長
	山崎 三七子	こころの健康相談センター相談援助係長
	壺井 亜希子	こころの健康相談センター担当係長
	佐々木 祐子	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長
	石井 正則	企画課企画係長
	松本 瑞絵	医療援助課福祉医療係長
春日 潤子	保健事業課担当係長	
高野 利恵	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
山本 憲司	医療政策課長	
山寄 信也	医療政策課担当係長	

## 横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）の策定について

### 1 趣旨

横浜市の依存症対策の推進に向けた「横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）」を策定します。本計画では、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指します。

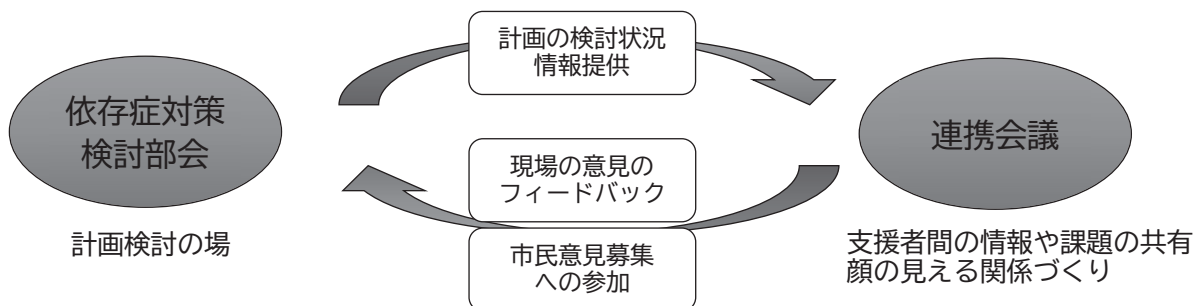
### 2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 計画期間  
策定後、5年間（令和3年度～令和7年度）
- (2) 計画の位置づけ  
国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、本市が任意で策定するものです。
- (3) 計画内容  
横浜市の依存症者の現状や、医療機関、回復支援施設等の社会資源の状況などを踏まえた依存症者への支援の方向性をまとめます。  
また、アルコール・薬物・ギャンブル等のそれぞれの依存症の状況や特徴を捉えた支援策等を盛り込むことを想定しています。

### 3 計画の検討体制

- (1) 依存症対策検討部会
  - ア 位置づけ  
横浜市の依存症対策に関する事業・取組の実施に関すること等について、有識者等の方から、専門的な意見を受け審議するため、精神保健福祉審議会の部会として設置しています。  
令和2年から3年にかけては、「依存症対策・地域支援計画（仮称）」の検討を行うため、設置当初の学識経験者の委員に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の当事者やご家族、支援団体、関係団体等の代表者にも参画いただき、依存症の予防や回復に必要な支援について検討します。
  - イ 委員構成  
令和元年度までの委員5名に、令和2年度に13名を加えた計18名（委員名簿のとおり）
  - ウ 開催回数及び開催時期（予定）  
令和2年度に4回、令和3年度に2回を予定（計画策定前及び後に1回ずつ）
- (2) 計画への意見反映  
依存症の回復には医療とともに民間団体の支援が大変重要であることから、市内の民間団体から丁寧にご意見を伺いたいと考えています。  
そのため、支援に携わる方を中心とした連携会議※の場において、計画の検討状況を積極的に情報提供し、現場の意見を伺いながら検討を進めます。さらに、市民、関係者の意見提案の機会を確保するため、市民意見募集を実施し、意見募集への当事者、家族、支援者等の参加も推進していきます。

※連携会議：厚生労働省が定める依存症対策総合支援事業に基づく「依存症相談拠点」の事業で、地域における依存症に関する課題や情報の共有を行い、連携を深める場として、回復支援施設や自助グループ等の民間団体、行政、医療・福祉・司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成する会議



## 4 策定スケジュール

(令和2年度)

時期	依存症対策検討部会	連携会議
6月3日	第1回 計画検討開始	
6月23日～ 7月8日		第1回 各団体の取組情報収集や連携会議での取組の照会（書面開催）
8月19日	第2回 骨子案の確定 素案の検討	
9月頃		第2回 素案について意見交換
11月頃	第3回 素案の作成	
12月頃		第3回 素案の報告
令和3年1月頃	第4回 素案の報告	

(令和3年度)

令和3年4月～ 市民意見募集、原案の作成、計画策定

## 5 令和2年度依存症対策検討部会での検討内容

### (1) 第1回

○計画の方向性、計画に盛り込む取組案について議論

○主な意見

- ・依存症の定義について、「病気」と言うと否認されることもあれば、逆に「病気」と言われて楽になる方もいる。両方があるので検討しなければいけない。
- ・困ったことを気軽に相談できるプライマリー（一次的）な窓口が、依存症に関する情報・知識を習得して、支援機関につながられるようになることよい。
- ・横浜は社会資源が充実しているが、それらがつながって受け皿になることが必要。行政と支援機関が一体になって取り組むことが重要。
- ・ホームページを見て訪れる方は非常に多く、インターネット上に情報を充実させていくのはとても重要。一方で、情報がまとまっていないという問題点もあるため、情報を整理するとともに、効果的な発信方法も検討してほしい。
- ・依存症の支援は、背景にDVや虐待、貧困の問題を抱えていることもあるので、支援者間が連携してその方に対する支援の方針をよく話し合うことが大切。

### (2) 第2回

○計画骨子案、素案たたき台について議論

○主な意見

- ・依存症は重症度や進行度に応じて説明の仕方や支援を考える必要がある。何を目的として計画を作るのか、誰を一番重点的なターゲットするかを判断して計画における依存症の定義とすることがよいと思う。
- ・一次支援では、軽症者やナチュラルリカバリー（自然回復者）についても対象にした方がよい。
- ・偏見をどう解決していくかが一つの大きなテーマであり、偏見を減らすためには、子ども、学生、若者にアプローチすることが効果的で重要だと思う。
- ・身近な支援者が相談を受けたときに、依存症問題をどう聞き出すのか、ギャンブル問題の有無をどう見極めるのかなどの基準があると助かる。フローチャートのようなものがあるといい。
- ・最初に表面に出るのは依存症以外の課題で、それを対応した上で初めて依存症の問題に取り掛かれるケースも多い。回復には時間がかかる。

## 6 骨子案

別紙の通り

## 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称) 骨子案

目次	想定する概要(案)
計画名称	横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)
はじめに	
第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画策定の背景・主旨</li> <li>・策定の背景となった、これまでの国・県・市、関係機関、市内民間支援団体等による取組など</li> <li>・依存症に苦しむ本人や家族への支援に着目した計画であること</li> <li>・幅広い関係者と支援の方向性を共有するための計画であること</li> </ul>
2 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本計画内で使用する用語を定義</li> <li>多くの支援者・関係者の皆様と方向性を共有するためにも、使用する用語を定義</li> </ul>
3 計画策定の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆依存症対策総合支援事業要綱に基づく地域支援計画であること</li> <li>◆国・県・本市の他計画との関連</li> </ul>
4 計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画期間</li> <li>令和3～7年度の5年間</li> </ul>
5 対象とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本計画が対象とする依存症</li> <li>・アルコール、薬物、ギャンブル等を中心とした依存症全般に対する対策であること</li> <li>・上記以外の、ゲーム障害などの依存症についても触れる</li> </ul>
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	
1 現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆依存症に関連するデータ</li> <li>・国及び本市における依存症者推計数等</li> <li>・市民の認知度や地域の特徴等</li> <li>・アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症をとりまく状況についてのデータ等</li> </ul>
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関等における依存症対策の取組と状況</li> <li>・身近な支援者・医療機関等</li> <li>・民間支援団体等</li> <li>・本市</li> </ul>
3 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一次支援</li> <li>予防に資する取組及び依存症に関する誤解や偏見を減らすことを目指す上での課題</li> <li>・ライフステージに合わせた予防に資する普及啓発の必要性</li> <li>・依存症の発症リスクの高い層への普及啓発の必要性</li> <li>・誤解・偏見解消に向けた正しい知識の理解促進の必要性</li> <li>◆二次支援</li> <li>依存症に苦しむ本人や家族が早期に適切な支援につながることを目指す上での課題</li> <li>・早期に適切な支援につながるための普及啓発の必要性</li> <li>・依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な支援体制の必要性</li> <li>・身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組の必要性</li> <li>・支援者への支援の必要性</li> <li>◆三次支援</li> <li>支援につながった方が回復し、自分らしく健康的に暮らせることを目指す上での課題</li> <li>・支援団体ごとの特色を生かし、支援ニーズに対応するための、情報共有・アセスメントの必要性</li> <li>・民間支援団体等の支援者への継続的な活動支援の必要性</li> <li>・回復段階における課題への対応の必要性</li> </ul>



第3章 計画の目指すもの	
1 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆依存症に苦しむ本人や家族が自分らしく健康的に暮らすことを目指す</li> <li>・支援に関わる幅広い関係者で、支援の方向性を共有し、包括的な支援を提供</li> <li>・予防に資する取組を実施</li> </ul>
2 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一次支援 予防に資する取組及び依存症に関する誤解や偏見を減らすことを目指す</li> <li>・依存症の予防に資する効果的な普及啓発</li> <li>・正しい理解の普及啓発</li> <li>◆二次支援 依存症に苦しむ本人や家族が早期に適切な支援につながることを目指す</li> <li>・相談周知の普及啓発</li> <li>・支援者間の連携推進</li> <li>◆三次支援 支援につながった方が回復し、自分らしく健康的に暮らせることを目指す</li> <li>・民間支援団体等の安定した運営の支援</li> <li>・地域で生活しながら、回復を続けるための支援</li> </ul>
第4章 取り組むべき施策	
1 一次支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆若年層から幅広い年齢層に対して、様々な機会を捉えた普及啓発・予防教育</li> <li>・学齢期、依存対象と出会う時期などに合わせた普及啓発・予防教育</li> <li>・ライフイベントに合わせた普及啓発</li> <li>◆多くの人の目に触れる普及啓発</li> <li>・インターネットを活用した依存症についての知識・理解の普及啓発</li> <li>・多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架等</li> </ul>
2 二次支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談先の周知及び正しい知識の普及啓発</li> <li>・インターネット等を活用した相談先の普及啓発</li> <li>・多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架等(再掲)</li> <li>・依存症に関連する問題を抱える人の目に触れる普及啓発</li> <li>◆身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組</li> <li>・連携会議による幅広い支援者間の情報共有、関係づくり</li> <li>・身近な支援者等に向けた研修</li> </ul>
3 三次支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間支援団体等の安定した運営の支援</li> <li>・連携会議による団体同士の情報共有・関係づくりを通じた、団体ごとの特色を生かした多様な支援ニーズへの対応</li> <li>・民間支援団体等の活動支援</li> <li>◆地域で生活しながら、回復を続けるための支援</li> <li>・身近な支援者等に向けた研修(再掲)</li> <li>・保護観察所と連携した刑務所の出所者等へのサポート</li> </ul>
第5章 計画の推進体制	
1 関係主体に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係主体別(本市、身近な支援者各主体、民間支援団体、関係機関等)に期待される取組を再構成して整理</li> </ul>
2 計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画を推進するための進行管理等</li> </ul>
用語集	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門用語等の解説</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種法律条文・計画等(抜粋)</li> <li>◆調査結果データ</li> </ul>

依存症対策検討部会 委員一覧

	委員氏名	役職
審議会委員	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
審議会委員	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
審議会委員	あまがい とおる 天貝 徹	横浜市医師会常任理事 (あまがいメンタルクリニック院長)
審議会委員	いじま ともこ 飯島 倫子	神奈川県弁護士会
審議会委員	さえき たかし 佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人 誠心会 神奈川病院 院長
審議会委員	ひしもと あきとよ 菱本 明豊	横浜市立大学大学院医学研究科 精神医学部門 主任教授
臨時委員	うえはら のりあき 植原 憲明	神奈川県司法書士会 理事
臨時委員	おおいし まさゆき 大石 雅之	医療法人社団 祐和会 大石クリニック 院長
臨時委員	おかだ みつお 岡田 三男	NPO 法人 横浜ひまわり家族会 理事長
臨時委員	こじま ようこ 小嶋 洋子	NPO 法人 あんだんて 女性サポートセンター Indah (インダー) 代表
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター医療局長
臨時委員	さいとう つねお 斎藤 庸男	神奈川県精神神経科診療所協会 会長 (さいとうクリニック 院長)
臨時委員	さとう しのぶ 佐藤 しのぶ	NFCR ノンファミリー カウンセリングルーム
臨時委員	なかむら つとむ 中村 努	NPO 法人 ワンデーポート 施設長
臨時委員	まつざき たかのぶ 松崎 尊信	国立病院機構 久里浜医療センター精神科 医長
臨時委員	まつした としこ 松下 年子	横浜市立大学 医学部看護学科 医学部看護学科 教授
臨時委員	やまだ たかし 山田 貴志	特定非営利活動法人 横浜ダルク・ケア・センター 施設長
臨時委員	ゆい ぞの まつえ 由井 蘭 松枝	横浜断酒新生会 家族会



## 精神障害者生活支援センター機能標準化に係る10月1日からの本格実施について（報告）

各区に1館設置している精神障害者生活支援センターについて、指定管理方式のA型9館と補助金方式のB型9館の機能標準化及び相談機能の強化を図るため、平成30年度から実施しているモデル事業の基準を一部変更し、令和2年10月1日から下記の基準により運営を行います。（機能標準化の本格実施）

### 1 新たな基準を定める経緯

指定管理方式のA型9館と補助金方式のB型9館では、職員数、開館日・開館時間、実施事業が異なり、利用者やその家族、区や関係機関等から、長年、区間格差の是正を求められてきました。平成30年度から現在まで「機能標準化モデル事業」を実施し、当事者や家族、有識者及び区福祉保健センター等を交えた課題検討委員会でモデル事業の効果検証や新たな基準の検討を行ってきました。

### 2 新たな基準の概要

モデル事業で確認された効果（関係機関との連携強化等）や、利用者等の意見（利用者、家族会会員、区MSW向けに実施したアンケート結果）を踏まえ、新たな基準を次のとおり設定し、10月1日から運営していきます。新たな基準の運用により、平日の日中の職員体制を更に厚くすることで、アウトリーチ等の相談支援機能の強化に向けた体制づくりや関係機関の連携強化を図ります。

#### 【令和元年度モデル基準】

	A型（9区）	B型（9区）
職員体制	施設長1、常勤5、非常勤4	
開館日数／1年	307日（週1日＋年末年始12/29～1/3休館）	
開館時間／1日	週5日	11時間（9:00～20:00）
	週1日	8時間（9:00～17:00）
居場所提供時間／1日	週5日	9時間
	週1日	6時間
一般電話相談時間／1日	7時間	

#### 【10月1日以降の基準】

	A型（9区）	B型（9区）
職員体制	施設長1、常勤5、非常勤4	
開館日数／1年	307日（週1日（日曜）＋年末年始12/29～1/3休館）	
開館時間／1日	週5日（月～金曜）	11時間（9:00～20:00）
	週1日（土曜）	8時間（9:00～17:00）
居場所提供時間／1日	週5日	9時間
	週1日	6時間
一般電話相談時間／1日	7時間	

※ 休館日であっても、一部の事業で緊急対応（電話・訪問）は行います。

※ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日以外）は、上記の曜日と同じ基準で運営します。

## 精神障害者生活支援センター開館時間等一覧

【令和2年10月1日からの各区センター開館時間等一覧】

		休館日 (※)	開館時間	開館曜日	居場所提供	電話相談		
A型	神奈川区	日曜日	9:00～20:00	月～金	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00		
				土	10:00～16:00	10:00～17:00		
	栄区			月～金	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00		
				土	10:00～16:00	9:00～12:30、13:30～17:00		
	港南区			月～金	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00		
				土	10:00～16:00	10:00～17:00		
	保土ヶ谷区			月～金	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00		
				土	9:00～15:00	9:00～16:00		
	緑区			月～金	10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00		
				土	9:00～15:00	9:00～16:00		
磯子区	月～金			10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00			
	土			10:00～16:00	10:00～17:00			
港北区	月～金			10:30～19:30	10:00～13:00、14:00～18:00			
	土			10:30～16:30	10:00～17:00			
鶴見区	月～金			10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00			
	土			9:00～15:00	9:00～16:00			
中区	月～金			10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00			
	土			10:00～16:00	9:00～16:00			
B型	旭区			9:00～17:00	【土曜日】	月～金	10:00～19:00	9:30～11:30、12:00～17:00
						土	10:00～16:00	9:30～16:30
	金沢区	月～金	9:00～18:00			9:00～16:00		
		土	9:00～15:00			9:00～16:00		
	泉区	月～金	9:00～18:00			10:00～17:00		
		土	10:00～16:00			9:00～16:00		
	南区	月～金	10:30～19:30			12:00～13:00、13:30～19:30		
		土	9:30～15:30			9:30～13:00、13:30～17:00		
	都筑区	月～金	9:00～18:00			9:00～16:00		
		土	9:00～15:00			9:00～16:00		
	青葉区	月～金	10:00～19:00			10:00～17:00		
		土	10:00～16:00			10:00～17:00		
	西区	月～金	9:30～18:30			10:00～17:00		
		土	9:30～15:30			10:00～17:00		
戸塚区	月～金	10:00～19:00	12:00～19:00					
	土	10:00～16:00	10:00～17:00					
瀬谷区	月～金	9:15～18:15	9:30～16:30					
	土	9:15～15:15	9:30～16:30					

※休館日…上記に加えて年末年始（12月29日から1月3日まで）休館

※国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日以外）は月～金と同じ基準で運営

## 横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について

### 1 横浜市退院サポート事業

横浜市では、精神障害者生活支援センターにおいて、市独自の横浜市退院サポート事業を実施し、精神科病院の入院患者の退院支援、地域移行に向けた支援を行っています。

令和元年度より、全18区の精神障害者支援センターで実施しています。

横浜市退院サポート事業では、精神科病院の入院患者に対する地域移行に向けた啓発活動や、病院スタッフや地域へ向けた事業の普及啓発を行う「協働活動」と個別の退院支援を行う「個別支援」を行っています。個別支援においては、利用期間や退院先を限定せずに支援の対象者としています。

#### (1) 【協働活動(地域移行の普及啓発活動)実績】

	実施病院数	入院患者 対象	病院スタッフ 対象	地域関係者 対象	合計
平成30年度	19か所	69回	18回	10回	97回
令和元年度	14か所	86回	15回	6回	107回

平成30年度には、市内の精神科入院病棟のある全病院及び横浜市民の入院患者の多い病院を訪問し退院サポート事業の周知を行いました。

#### (2) 【個別支援の実績】

	実施 事業所数	実利用者数	退院者数	支援対象者 の平均延べ 入院期間	支援対象者 の平均年齢
平成30年度	15か所	123人	46人	6年2か月	47歳
令和元年度	18か所	161人	58人	6年3か月	48歳

### 2 障害者総合支援法サービスにおける地域移行支援

障害者総合支援法の地域移行支援の要件を満たす精神科病院の入院患者については、本サービスを利用して退院支援を行っています。

#### 【地域移行支援の利用実績】

	実施事業所数	実利用者数	退院者数
平成30年度	8か所	33人(22人)	4人
令和元年度	10か所	40人(24人)	12人

※()内は、退院サポート事業からの移行者

## 第4期横浜市障害者プラン策定にむけた 当事者向けアンケートについて

第3期横浜市障害者プラン（以下「3期プラン」という。）の計画期間終了に伴って第4期横浜市障害者プラン（以下「4期プラン」という。）を策定するにあたり、令和2年1月から2月にかけて当事者向けアンケート（以下「アンケート」という。）を実施しましたので、調査結果を報告します。

### 1 アンケートの概要

#### (1) 実施期間

令和2年1月10日～2月7日 ※ただし、2月14日着分までを集計

#### (2) 発送者数等

17,098人

	対象者総数	割合	発送者数
身体障害	99,606人	約10%	9,950人
知的障害	31,976人		3,200人
精神障害	38,368人		3,900人
難病 <sup>※</sup>	63人	—	48人
計	170,013人	約10%	17,098人

※障害者手帳の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けている難病患者

#### (3) 回収数及び回収率

6,997人（回収率：40.9%）

【内訳】	回収数
身体障害	4,614人
知的障害	1,652人
精神障害	1,552人
難病	491人

※重複障害の方はそれぞれでカウントしているため、「回収数の内訳の合計」は回収数と一致しません。

## 2 アンケートの調査結果

全39問から一部を抜粋して報告します。

### (1) 全体統計

#### ア 困りごとの有無 (問18)

順位	内容	割合
1位	制度やサービスがわかりにくい	40.5%
2位	役所や病院、銀行などの手続きが難しい	38.9%
3位	周囲の理解が足りない	36.9%
4位	外出が困難	34.2%
5位	自分の意思が相手に伝わらない	33.4%

#### イ 相談相手がいない困りごと (問18抜粋)

順位	内容	割合※
1位	結婚相手や恋人などが見つからない	18.3%
2位	同じ障害のある仲間と出会えない	16.1%
3位	近所で知り合いがいない	15.0%
4位	主治医が変わる際に情報が引き継がれない	10.5%
5位	希望する就労場所がない	10.4%

※その選択肢について「困っている」と回答した人のうち、相談先として「相談相手がいない」を選んだ人の割合

#### ウ 将来に不安を感じること (問22)

順位	内容	割合
1位	健康や体力が保てるか	50.0%
2位	十分な収入があるか	44.4%
3位	災害時に安全が確保できるか	32.3%
4位	介助してくれる人がいるか	27.6%
5位	働く場があるか	25.3%

#### エ 将来、生活したいところ (問24)

順位	内容	割合
1位	自宅	72.8%
2位	グループホーム	8.0%
3位	特別養護老人ホームなど高齢者の入所施設	5.8%
4位	障害者の入所施設	4.9%

オ 仕事上で困っていること (問 30-2)

順位	内容	割合
1位	職場までの通勤が大変	15.7%
2位	職場でのコミュニケーションがうまくとれない	15.3%
3位	障害がない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある	12.6%
4位	障害について理解してもらえない	11.0%
5位	職場や仕事について相談するところがない	9.4%

カ 災害に備えていても不安なこと (問39)

順位	内容	割合
1位	避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか	44.6%
2位	避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか	40.3%
3位	避難場所までたどり着けるか	39.0%
4位	避難場所の設備が障害に配慮されているか	29.8%
5位	避難勧告などの重要な情報がきちんと障害者にも入ってくるか	23.6%

(2) 障害別の統計

ア 障害福祉にかかわる情報の入手先 (問 21)

順位	身体障害	知的障害	精神障害
1位	区役所 (福祉保健センター)	家族	区役所 (福祉保健センター)
	31.3%	53.8%	45.6%
2位	家族	支援者(医療機関・施設等の職員)	家族
	30.6%	40.2%	34.8%
3位	インターネット・SNS	区役所 (福祉保健センター)	支援者(医療機関・施設等の職員)
	24.4%	35.2%	34.8%



イ 仕事上で困りごとがある。(問 30-2)

身体障害	知的障害	精神障害
50.8%	47.4%	67.1%

ウ 病院で困りごとがある。(問 35)

身体障害	知的障害	精神障害
20.6%	41.7%	32.9%

エ 災害に備えていても不安なこと (問 39)

順位	身体障害	知的障害	精神障害
1位	避難場所までたどり着けるか	避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか	避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか
	41.4%	61.9%	60.4%
2位	避難場所の設備が障害に配慮されて(バリアフリーになって)いるか	避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか	避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか
	36.6%	57.0%	45.7%
3位	避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか	避難場所までたどり着けるか	避難場所までたどり着けるか
	35.1%	43.6%	33.8%

## 第4期横浜市障害者プラン素案(案)について

4期プラン素案骨子をもとに、4期プラン素案(案)を作成しましたので、概要を御説明します。

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

3期プランと同様、3つの法定計画を一体的に策定します。

##### (1)「市町村障害者計画」

障害者基本法第11条第3項に基づき、施策の方向性及び個別の事業等を定めるもの。

##### (2)「市町村障害福祉計画」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づき、サービス利用の見込み量等を定めるもの。

##### (3)「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第33条に基づき、サービス利用の見込み量等を定めるもの。

#### 2 計画の位置づけ

計画期間を令和3年度(2021年度)から8年度(2026年度)までの6年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については3年後に見直します。

施策の展開にあたっては、他の福祉保健分野の計画等と有機的に連動させ、効果を上げていくことを目指します。

#### 3 計画の構成

3期プランと同様、施策分野別ではなく、障害のある人の生活場面ごとに、5つの枠組みに分類しました。

また、障害のある人を地域で支えるための基盤整備として、各事業とは別に、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と「地域生活支援拠点機能」について取り上げる章を設け、それぞれの概要、将来像、取組をまとめました。

#### 4 国の動向

3期プランの計画期間を中心に、国の動向をまとめます。

## 第2章 横浜市における障害福祉の現状

### 1 横浜市の障害福祉のあゆみ

この項では、横浜市が障害福祉分野で大切にしてきた、障害当事者やご家族、支援者や地域住民といった様々な方々との対話・協力などを、これまでの市単独事業などを例に説明し、今後もそのことを大切にしていきたいという思いを記載します。

### 2 将来にわたるあんしん施策

この項では、在宅心身障害者手当から将来にわたるあんしん施策への転換について、改めて説明します。

### 3 横浜市の各障害手帳等統計の推移

この項では、3期プランに記載した身体障害、知的障害、精神障害、難病患者のほか、発達障害、強度行動障害、医療的ケア児・者について、市が持つ統計情報等を記載します。

### 4 第3期障害者プランの振り返り

この項では、3期プランの取組を5つのテーマごとに振り返り、それぞれ今後の課題を挙げます。

## 第3章 第4期障害者プランの基本目標とテーマ

### 1 基本目標

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

3期プラン策定時と比べ、施策・事業は充実に向かっている一方、「津久井やまゆり園」での事件やグループホーム建設反対運動など、社会の不寛容により障害者の生命・生活が脅かされる出来事も目立っています。

4期プランは、その基本目標を定めるにあたり、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを示したいと考えます。

## 2 基本目標の実現に向けて必要な視点

個々の事業を基本目標の実現に向け一体感のある取組としていくために必要な考え方・視点を7つ設定しました。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 サービス提供体制を持続可能にしていく視点

## 3 生活の場面ごとの取組

3期プラン同様、施策分野別ではなく、障害のある人の生活場面ごとに5分類にわけました。

4期プランでは、生活全般に係わる施策・事業の重要性を捉えて、「様々な生活の場面を支えるもの」を新たな枠組みとして設けるとともに、分類を再検討しました。

枠組み	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安心・安全	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

## 第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

第3章で取り上げた各事業とは別に、様々な事業をネットワーク型でつなぎ、障害のある人を地域全体で支える社会基盤の整備について説明します。

### 1 本章の位置付け

### 2 国の動向

地域共生社会の実現に向けて国が進める「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と「地域生活支援拠点機能」について、これまでの経過を説明します。

### 3 横浜市の状況

横浜市が進める「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と「地域生活支援拠点機能」について、それぞれの将来像とそれに向けた取組を説明します。

### 4 今後の方向性

これからの検討・推進の方向性を説明します。

## 第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については3年後に見直します。見直しにあたっては、障害のある人や家族、支援者等のインタビューや意見交換を行うとともに、障害者施策推進協議会や障害者施策推進部会、毎年開催する市民向け説明会など様々な場面で、各施策・事業の評価・検討を行います。

だい き よこ はま し しょう がい しゃ  
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

そ あん あん  
素 案 (案)



# 目次

第1章	計画の概要	.....
1	計画策定の趣旨	.....
2	計画の位置づけ	.....
3	計画の構成	.....
4	国の動向	.....
第2章	横浜市における障害福祉の現状	.....
1	横浜市の障害福祉のあゆみ	.....
2	将来にわたるあんしん施策	.....
3	横浜市の各障害手帳等統計の推移	.....
4	第3期障害者プランの振り返り	.....
第3章	第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性	.....
1	基本目標	.....
2	基本目標の実現に向けて必要な視点	.....
3	生活の場面ごとの取組	.....
	様々な生活の場面を支えるもの	.....
	生活の場面1 住む・喜らす	.....
	生活の場面2 安全・安心	.....
	生活の場面3 育む・学ぶ	.....
	生活の場面4 働く・楽しむ	.....
第4章	障害のある人を地域で支える基盤の整備	.....
1	本章の位置づけ	.....
2	国の動向	.....
3	横浜市の状況	.....
4	今後の方向性	.....
第5章	PDCAサイクルによる計画の見直し	.....

## 1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に係わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」といいます。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画(策定するよう法令で決められている計画)の性質を持つ計画です。

一つ目は、障害者基本法に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、児童福祉法に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしに係わらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことの出来るまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画期間

第3期プランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末(2017年度末)には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている国の基本指針に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の

方向性をまとめた改定版を策定しました。

第4期プランについても、第3期プランと同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	平成27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第3期横浜市障害者プラン					第4期横浜市障害者プラン						
構成	障害者計画 (=施策の方向性と個別の事業等を定める計画)					障害者計画						
	障害福祉計画 (=サービス利用の充実等を定める計画)	障害福祉計画				障害福祉計画	障害福祉計画	障害福祉計画	障害福祉計画	障害福祉計画	障害福祉計画	障害福祉計画
		障害児福祉計画				障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害児福祉計画

## (2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、本市独自に「横浜市歯科口腔保健推進計画（仮称）」や、「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしに係わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点で捉え、それぞれを関連付けて行うことが必要です。

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に運動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

名称	根拠法
横浜市地域福祉保健計画	社会福祉法
よこはま地域包括ケア計画 (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画)	老人福祉法、 介護保険法
健康横浜21	健康増進法
横浜市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法、 次世代育成支援対策推進法
☆横浜市住生活基本計画	住生活基本法
☆横浜市教育振興基本計画	教育基本法
☆横浜市歯科口腔保健推進計画(仮称)	横浜市歯科口腔保健の推進に 関する条例
☆横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称) ※策定作業中	依存症対策総合支援事業実施 要綱(国要綱)
よこはま保健医療プラン	—

☆：第4期プランから新たに引き上げた計画

### 3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の側に立った視点をもとにした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つにわけて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

ぶんるい 分類	ないよう 内容
さまざま せいかつ ぼめん きさ 様々な生活の場面を支えるもの	ふきゅうけいはつ じんざいかくほ いくせい けんりようご そうだんしえん 普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
せいかつ ぼめん すく 生活の場面1 住む・暮らす	すく いどうしえん 住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
せいかつ ぼめん あんしん あんぜん 生活の場面2 安心・安全	けんこう いりよう ぼうさい げんさい 健康・医療、防災・減災
せいかつ ぼめん はぐく まなぶ 生活の場面3 育む・学ぶ	りょういく きょういく 療育、教育
せいかつ ぼめん はたら たの 生活の場面4 働く・楽しむ	しゅうろう にちゅうかつどう ぶんかげいじゆつ 就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

また、さまざまな施策・事業をつなぎあわせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する  
 取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」  
 については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

## 4 くに どうこう 国の動向

・第3期プランの計画期間中（平成27年度～令和2年度）にあった国の法改正・

報酬改定などを中心に説明します。



## 1 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちがその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現に導いてきたという歴史的な流れがあります。

また横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、障害のある子どもたちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」をつかっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつくり、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちがその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくこととなります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっていました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民もまじえ、「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」といいます。）の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か所にまで広がります。

障害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められる役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とされるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくこととなります。更に、地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」の各区1館設置を進めていくこととなります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活を支える拠点として機能しています。

地域訓練会が立ち上がった頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い手も地域で増えていきました。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの保護者や地域住民が集まって活動することも多くありました。そうした活動などをき



っかけとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児者・知的障害児者だけでなく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」（以下「精神障害者地域作業所」といいます）やグループホームの設置など、地域で生活するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行政と共に早い時期から取り組んでいきます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置されたのは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置づけられる5年ほど前のことでした。

地域での活動が活発になるにしたがって、法人型地活ホームの設置に向けた動きと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになります。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」といいます）が設置されていくこととなります。平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援を行ってきています。

こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、法人型地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体となり、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充実してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまうことも多々あります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきています。今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

また、これまでとは異なり、行政と共に横浜市の障害福祉を引っ張ってきた障害のある人たちやその家族も、サービスの利用者としての側面が強くなってきている傾向があります。そうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉をさらに良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策を共に考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いていくこ

と、これまで続けてきた協働のあゆみを止めず進めていくことが、行政に求められていると考えています。

## 2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、ニーズ把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心に据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないかと捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

## トピック「障害」の表記について

「障害」という言葉は、他にも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、車いすを使っている人が段差を上れないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。今後、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

### 3 各障害手帳等統計の推移

・第3期プランに掲載した身体障害、知的障害、精神障害に加え、発達障害、強度行動障害、医療的ケア児・者について、把握しうる統計データ（推計値を含む）を掲載します。

### 4 第3期障害者プランの振り返り

第3期プランは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で『安心』して『学び』『育ち』暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す」を基本目標としました。また、全体の構成としては、施策を推進する視点で組み立てた第2期プランについて「どこ

「なにが書いてあるかわかりにくい」という声を受け、障害の種別に関わらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。

## (1) テーマ1 出会う・つながる・助け合う

### 【振り返り】

「障害のある人とない人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及啓発イベントや、防災訓練での出前講座などの実施、基幹相談支援センターの設置などによる相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた通知文書の点字化等情報保障の取組などを推進しました。一方で、障害理解の更なる推進や防災対策を求める声のほか、どこに相談に行ったらよいかわからないなどといった声が挙がっています。

### 【課題】

#### 生活を支える環境整備の充実

障害に対する周囲の理解や配慮を進めるためには、互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくりが必要です。また、各相談先については、機能の整理や連携など更なる充実が必要だと考えられます。

## (2) テーマ2 住む、そして暮らす

### 【振り返り】

「自ら住まいの場を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし・生活し続けられるまち」を目指し、親亡き後の暮らしを支える後見的支援制度の全区展開や、行動障害のある人を守るための支援力向上研修の開催、グループホームの設置のほか、地域生活支援拠点機能の全区での整備などを推進しました。

### 【課題】

#### 住まい・暮らしの充実

住み慣れた地域・住みたい地域での暮らしや、グループホームでの暮らし、高齢化・重度化への対応、退院後や施設からの地域移行など、本人の希望や状態等に応じた多様なニーズに応えられるよう、住まい・暮らしに関する支援の充実や環境整備が求められています



### (3) テーマ3 毎日<sup>まいにち</sup>を安心<sup>あんしん</sup>して健やか<sup>すこ</sup>に過<sup>す</sup>ごす

#### 【振り返り】

「毎日<sup>まいにち</sup>を安心<sup>あんしん</sup>して過<sup>す</sup>ごし、地域<sup>ちいき</sup>の中で健やか<sup>すこ</sup>に育<sup>そだ</sup>ち、共<sup>とも</sup>に生きていくことができるまち」を目標<sup>め</sup>とし、障害<sup>しょうがい</sup>特性<sup>とくせい</sup>等を理解<sup>りかい</sup>し、適切な医療<sup>てきせつ いりよう ていきよう</sup>を提供<sup>ちてきしょうがいしゃせんもんがいらい</sup>できるような知的障害<sup>ちてきしょうがいしゃせんもんがいらい</sup>者<sup>びょういん</sup>専門外来<sup>せんもんがいらい</sup>を5病院<sup>びょういん</sup>で開設<sup>かいせつ</sup>し、医療<sup>いりようてき</sup>的ケア<sup>じ</sup>児<sup>しゃどう</sup>・者<sup>かんれんぶんや</sup>等の関連<sup>しえん</sup>分野<sup>ちようせい</sup>の支援<sup>はいち</sup>を調整<sup>こうきょうこうつう</sup>するコーディネーター<sup>はいち</sup>の配置<sup>こうきょうこうつう</sup>、公共<sup>こうきょうこうつう</sup>交通<sup>こうきょうこうつう</sup>機関<sup>きかん</sup>・学校<sup>がっこう</sup>のバリアフリー<sup>か</sup>化<sup>しょうがいしゃさべつかいしょうほう</sup>や、障害<sup>しょうがい</sup>者<sup>しゃ</sup>差別<sup>さくど</sup>解消<sup>かくどりくみ</sup>法の趣旨<sup>すいしん</sup>を踏ま<sup>ふ</sup>えた各取組<sup>かくどりくみ</sup>などを推進<sup>すいしん</sup>しました。

#### 【課題】

安心<sup>あんしん</sup>・安全<sup>あんぜん</sup>に暮<sup>く</sup>らせる生活<sup>せいかつかんきよう</sup>環境<sup>じゅうじつ</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>  
医療<sup>いりようじゅしんかんきよう</sup>受診<sup>こうじよう</sup>環境<sup>しょうがいとくせい</sup>の向上<sup>ふ</sup>や、障害<sup>しょうがい</sup>特性<sup>しんしん</sup>を踏ま<sup>けんこうたいさくどう</sup>えた心身<sup>しんしん</sup>の健康<sup>けんこう</sup>対策<sup>たいさくどう</sup>等をライフ<sup>らふ</sup>ステージ<sup>すていじ</sup>に応<sup>おう</sup>じて推進<sup>すいしん</sup>するため、医療<sup>いりよう</sup>・福祉<sup>ふくし</sup>・教育<sup>きょういく</sup>関係<sup>かんけい</sup>者<sup>しゃ</sup>の連携<sup>れんけい</sup>強化<sup>きょうか</sup>が必要です。また、災害<sup>さいがい</sup>時には、要<sup>よう</sup>援護<sup>えんご</sup>者<sup>しゃ</sup>への必要<sup>ひつよう</sup>な配慮<sup>はいりよ</sup>が行<sup>おこな</sup>われるよう環境<sup>かんきようせいび</sup>整備<sup>せいび</sup>を進<sup>すす</sup>めるほか、自助<sup>じじよ</sup>・共助<sup>きょうじよ</sup>の仕組<sup>しく</sup>みの構築<sup>こうちく</sup>や公助<sup>こうじよ</sup>の役割<sup>やくわり</sup>を明確<sup>めいかくか</sup>化する必要<sup>ひつよう</sup>があります。

### (4) テーマ4 いきる力<sup>ちから</sup>を学び<sup>まな</sup>・育<sup>はぐく</sup>む

#### 【振り返り】

「乳幼<sup>にゅうよう</sup>児期<sup>じき</sup>から学<sup>が</sup>齢<sup>れい</sup>期<sup>き</sup>を通<sup>つう</sup>じて、家族<sup>かぞく</sup>や友<sup>とも</sup>だち、学校<sup>がっこう</sup>の先生<sup>せんせい</sup>などの大人<sup>おとな</sup>たちと関<sup>かか</sup>わり、語<sup>かた</sup>り合<sup>あ</sup>い、学<sup>まな</sup>び合<sup>あ</sup>い、生<sup>い</sup>きる力<sup>ちから</sup>を身<sup>み</sup>に付<sup>つ</sup>けていくことができるまち」を目標<sup>め</sup>とし、地域<sup>ちいき</sup>療<sup>ちいきりよう</sup>育<sup>いく</sup>センタ<sup>せんた</sup>ーの初<sup>しよ</sup>診<sup>しん</sup>待<sup>たい</sup>機<sup>き</sup>期間<sup>きかん</sup>短<sup>たん</sup>縮<sup>しゆく</sup>に向けた取組<sup>とりくみ</sup>の実<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>や、教育<sup>きょういく</sup>環<sup>かん</sup>境<sup>きよう</sup>の充<sup>じゅう</sup>実<sup>じつ</sup>のほか、障害<sup>しょうがい</sup>福<sup>ふ</sup>祉<sup>し</sup>人<sup>じん</sup>材<sup>ざい</sup>確<sup>かく</sup>保<sup>ぼ</sup>に向けたP R 動画<sup>どうが</sup>の制<sup>せい</sup>作<sup>さく</sup>・公<sup>こう</sup>共<sup>きょう</sup>交<sup>こう</sup>通<sup>つう</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>での一<sup>いつ</sup>斉<sup>せい</sup>放<sup>ほう</sup>映<sup>えい</sup>などを行<sup>おこな</sup>いました。

#### 【課題】

療<sup>りょう</sup>育<sup>いく</sup>・教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>の充<sup>じゅう</sup>実<sup>じつ</sup>  
発<sup>は</sup>達<sup>たつ</sup>障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>児<sup>じ</sup>の増<sup>ぞう</sup>加<sup>か</sup>、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>の重<sup>じゅう</sup>度<sup>ど</sup>化<sup>か</sup>・多<sup>た</sup>様<sup>よう</sup>化<sup>か</sup>を踏<sup>ふ</sup>ま<sup>ま</sup>え、様<sup>さま</sup>々<sup>ざま</sup>なニ<sup>たい</sup>ーズ<sup>いおう</sup>に対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>できるよ<sup>よう</sup>う、地<sup>ち</sup>域<sup>いきりよう</sup>療<sup>りょう</sup>育<sup>いく</sup>センタ<sup>せんた</sup>ーを中<sup>ちゅう</sup>心<sup>しん</sup>とし<sup>し</sup>た支<sup>しえん</sup>援<sup>えん</sup>の充<sup>じゅう</sup>実<sup>じつ</sup>や関<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>の連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>、教<sup>きょう</sup>職<sup>しよく</sup>員<sup>いん</sup>の専<sup>せん</sup>門<sup>もん</sup>性<sup>せい</sup>の向<sup>こう</sup>上<sup>じょう</sup>や教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>環<sup>かん</sup>境<sup>きよう</sup>、教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>活<sup>かつ</sup>動<sup>どう</sup>の更<sup>さら</sup>なる充<sup>じゅう</sup>実<sup>じつ</sup>が求<sup>もと</sup>められてい<sup>い</sup>ます

障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>福<sup>ふ</sup>祉<sup>し</sup>人<sup>じん</sup>材<sup>ざい</sup>確<sup>かく</sup>保<sup>ぼ</sup>への対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>  
労<sup>ろう</sup>働<sup>どう</sup>人<sup>じん</sup>口<sup>こう</sup>減<sup>げん</sup>少<sup>しょう</sup>の中<sup>なか</sup>、必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>サ<sup>さ</sup>ービ<sup>び</sup>ス<sup>す</sup>を適<sup>てき</sup>切<sup>せつ</sup>に提<sup>てい</sup>供<sup>きょう</sup>するた<sup>た</sup>めの人<sup>じん</sup>材<sup>ざい</sup>の確<sup>かく</sup>保<sup>ぼ</sup>・育<sup>いく</sup>成<sup>せい</sup>が分<sup>ぶん</sup>野<sup>や</sup>を越<sup>こ</sup>えて求<sup>もと</sup>められてい<sup>い</sup>ます。

## (5) テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

### 【振り返り】

「一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担う横浜市障害者共同受注センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備などを行いました

### 【課題】

自分らしく過ごすための環境の充実  
社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心にした、就労支援の促進や工賃の向上などのほか、生活介護事業所の設置など希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動のさらなる充実が求められています

## 1 基本目標

しょうがい ひと ひと そうご じんかく こせい そんちょう あ  
障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、  
ちいききょうせいしゃかい いちいん  
地域共生社会の一員として、  
みずか いし じぶん い めぎ  
自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す

だい 3 き プラン 策定時から比べると、さまざまな障害福祉施策・事業は充実に向かってい  
とら えん  
と捉えています。しかし、いっぽう へいせい ねん がつ しょうがいしゃしえんしせつ つく い えん  
で起きた事件などを通して、障害のある人への偏見はいまだ深く、社会の理解もまだ十分  
お じげん とお しょうがい ひと へんけん ふか しゃかい りかい じゅうぶん  
には進んでいないということを思い知らされました。

このようにしょうがい ひと せいめい せいかつ おびや できごと おきる なか あらた しょうがい  
このように障害のある人の生命・生活が脅かされる出来事も起きる中、改めて、障害  
ひと そんげん じんけん そんちょう たいせつ しゃかい しめ かんが しょうがいしゃ  
のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考え、「障害者の  
けんり かん じょうやく へいせい ねん がつはつかひじゅん もと きほんもくひょう せってい  
権利に関する条約」(平成26年1月20日批准)に基づき、この基本目標を設定しました。

## 2 基本目標の実現に向けて必要な視点

しきく じぎょう すす うえ ひつよう かんが した してん せってい ひと  
すべての施策・事業を進めていく上で必要な考え方・視点を設定しました。一つひとつ  
じぎょう こべつ おこな きょうつう してん も かくじぎょう すす きほん  
の事業を個別に行うのではなく、共通の視点を持って各事業を進めていくことで、基本  
もくひょう じつげん む はばひろ とりくみ すいしん  
目標の実現に向けた幅広い取組として推進していきます。

- 1 しょうがい ひとこじん そんちょう じんけん ほしょう してん  
障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 しょうがいじょうきょう あ とら してん  
障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 しょうらい しきく ふ してん  
将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 おや あと あんしん おや じりつ してん  
親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 しょうがい ひと い じっかん してん  
障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 しょうがいりかい すす しゃかい へんよう うなが してん  
障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 ていきょうたいせい じぞくかのう してん  
サービス提供体制を持続可能にしていく視点



様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気づき、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまで長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるためこれからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えるとご家族が健在であるうちから、「相互に人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、すべての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重しあうことができる社会が生まれ出せると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

0-1 普及啓発

現状と施策の方向性

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、今回実施したアンケート調査では、日常生活での困りごととして、障害の種別によっては5割前後の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」「いじめや意地悪がこわい」などの項目が上位にきています。グループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。

行政は、様々な機会を捉え、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務があります。効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互い

の強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

(2) 障害に対する理解促進

障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、当事者や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者と共に取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

とりにくみ  
取組

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
ちいききょうせいしゃかい 「地域共生社会」の実 げん む とりにくみとう 現に向けた取組等の すいしん 推進	ちいき かた さき て う 地域のあらゆる方が、「支え手」と「受 て わ け手」に分かれるのではなく、地域、 く らし い きがいをともに つく たか 暮らし、生きがいをともに創り、高め あうことができる「地域共生社会」の じつげん む しょうがいしゃしゅうかん 実現に向けた「障害者週間」などの とりにくみ じつし すいしん 取組を実施・推進していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
かくく ふきゅう けいはつかつどう 各区の普及・啓発活動 の促進 そくしん	かくく じゅうみん たい しつべい しょうがいたう 各区の住民に対して、疾病や障害等 たい りかい ふか けんしゅう に対する理解を深めるための研修や けいはつかつどう しえん おこな 啓発活動の支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 障害に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
当事者や障害福祉 関連施設、市民団体等 による普及・啓発活動 への支援	セイフティーネットプロジェクト 横浜や障害福祉関連施設、市民団体 等による障害理解のための研修や 講演、地域活動を支援・協働するな ど、様々な普及・啓発を推進します。	推進	推進
障害者本人及び家族 による普及・啓発活動 の推進	社会参加推進センターが中心とな り、障害者本人、家族及び各団体と 連携・協働し、障害理解の促進に向 けた普及・啓発活動を推進します。	推進	推進
疾病や障害に関する 情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、 疾病や障害に関する情報や支援に 関わる活動を紹介し、市民や当事者・ 関係者の理解促進に努めます。	推進	推進

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢期児童及び保護者 への障害理解啓発	学齢期児童と保護者が、障害児・者と 交流したり、障害について理解を深 めたりする機会の確保に努めます。	推進	推進
副学籍による交流 教育及び共同学習	特別支援学校に在籍する児童生徒が、 居住地の小・中学校の児童生徒と一 緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、 共同学習を進めます。	推進	推進

0-2 人材確保・育成

現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で

人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させることが難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、横浜市の労働人口も減少が見込まれる中で、人材の確保・定着・育成を進めるのは容易ではありません。障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だけでは不十分なのはもちろんですが、人材確保策を進めるだけでなく、事務の効率化や業務負担の軽減なども含め、障害福祉分野での働き方を見直す必要があります。

今回実施したアンケート調査では、将来の障害福祉にとって特に重要なものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループインタビューでも、支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちからも「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声に応え、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する課題に対応するには、民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

民間事業者等関係機関との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修実施などの人材育成支援を検討・実施します。

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入検討を進めます。

とりくみ  
取組

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいふくししえんじんざい 障害福祉支援人材の かくほ 確保	しょうがいふくし しごと みりよく はっしん 障害福祉の仕事の魅力を発信し、 きゅうじん こよう しえん おこな 求人や雇用の支援を行うことで しゃかいふくししえんじんざい かくほ 社会福祉支援人材の確保につなげて いきます。	すいしん 推進	すいしん 推進





ガイドヘルパースキル アップ研修	より質の高いサービスが提供できる よう、移動支援事業の従業者を 対象に研修を実施します。	推進	推進
社会参加推進センター による団体活動支援 機能の充実	障害者本人の活動を支える人材の 育成を進めるとともに、同じ障害が ある人たちの交流やコミュニケーションの機会を拡充し、各団体活動を 促進する取組を推進します。	推進	推進

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
業務効率化に向けたロ ボット・AI・ICT 等の導入検討	煩雑な事務作業などの業務効率化や 介護業務の負担軽減などを進めるた め、ロボット・AI・ICTなどの 導入検討を進めます。	検討・ 実施	推進

0-3 権利擁護

現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成26年1月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

(1) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の



重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

(4) 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた、行政情報発信のルールを徹底するとともに、必要な配慮について検討を行っていきます。

とくみ  
取組

(1) 虐待防止の取組の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃぎゃくたいたいさくじぎょう 障害者虐待対策事業 (普及・啓発)	しみんむ 市民向けのリーフレット作成等により 広報を行います。また、虐待や 不適切支援をなくしていくため、 障害福祉サービスの事業者等を 対象とした研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 成年後見制度の利用促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
よこはまししみんこうけんじん 横浜市市民後見人 養成・活動支援事業	ちいき 地域における権利擁護を市民参画で 進めるため、よこはま成年後見推進セ ンターが全区で市民後見人の養成を 実施し、区役所、市・区社会福祉協 議会、専門職団体等が連携した活動 支援の体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

ほうじんこうけんしえんじぎょう 法人後見支援事業	よこはませいねんこうけんすいしん センターが、これまでのほうじんこうけんじゆにんじつせき ふ て、市内のしゃかいふくしほうにんとう ほうじんこうけんじつし む に向けたしえん おこな 支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
せいねんこうけんせいど 成年後見制度の普及 ふきゆう けいはつ 啓発	せいねんこうけんせいど 成年後見制度がよりりよう りよう のとなるよう、かんけいきかん かんけいきかん ちようせい とうじしゃおよ かぞく しえんだんたいとう 当事者及び家族、支援団体等への せつめいかい じつし 説明会などを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
けんりようごじぎょう 権利擁護事業	けんり まも を守るためのそうだん そうだん けいやく もと に基づく金銭管理サービスなどの日常生活 きんせんかんり にちじようせいかつ の支援を、区あんしんセンターが、 しえん く けいやく もと 契約に基づいて実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3年度	れいわ 令和4年度	れいわ 令和5年度
せいねんこうけんもうした 成年後見申立て及び報酬助成件数 およ ほうしゅうじよせいけんすう	240けん	270けん	300けん

(3) しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
もと  
とりくみ  
障害者差別解消法に基づく取組

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しみん ふきゆう けいはつ 市民への普及・啓発	しょうがい りゆう とするさべつ さべつ かいしょう あ 障害を理由とする差別の解消に当 たっては、しみん かたがた かんしん りかい 市民の方々に関心と理解を ふか 深めていただくことが何よりも大切 であることから、しみん む こうほうおよ 市民向けの広報及び けいはつかつどう こうかてき じつし 啓発活動を効果的に実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
そうだんたいせいとう しゅうち 相談体制等の周知	しょうがい りゆう さべつ かん そうだん ふんそう ぼう 障害者差別に関する相談、紛争の防 しとう 止等のためのたいせい たいせい しゅうち 体制を周知します。ま た、そうだんおよ ふんそう ぼうしとう ちいき 相談及び紛争の防止等を地域にお いてすいしん 推進するのためのちいききょうぎかい ちいききょうぎかい 地域協議会を かいさい 開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進

市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行っているための指針として策定した市職員対応要領を周知し、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等の浸透を図ります。	推進	推進
------------	---	----	----

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
情報発信時の合理的配慮の提供	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への合理的配慮を行います。	推進	推進
代筆・代読サービス	視覚に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときに支援者によるサービス提供を行います。	検討 ・ 実施	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (派遣人数)	11,000人	11,000人	11,000人
要約筆記者の派遣 (派遣人数)	1,900人	1,900人	1,900人
手話奉仕員養成研修事業 (養成人数)	172人	172人	172人
手話通訳者・筆記者養成研修事業 (養成人数)	90人	90人	90人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (養成人数)	30人	30人	30人

0-4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、今回実施したグループインタビューやアンケート調査の

結果では、依然として、困ったときどこに相談したらいいかわからない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならぬ、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。わかりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、こまめに寄り添う伴走型支援など、様々な機能や役割、障害のある人の特性やライフステージなどに応じて、分担・連携をしながら、本人の希望する暮らしを実現できるよう支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

とり組み  
取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者相談支援事業	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	推進	推進
障害者相談支援事業	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	推進	推進
障害者相談支援事業	市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。	推進	推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。	推進	推進
既存の相談窓口 (地域ケアプラザ等)による連携	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	推進	推進

なんびょうかんしゃどう <b>難病患者等への</b> ひつよう <b>必要な</b> じょうほうていきょう <b>情報提供</b>	なんびょうかんしゃどう ひつよう じょうほうていきょう <b>難病患者等に対して必要な情報提供を</b> おこな とう なんびょうかんしゃどう しょうがい <b>行うこと等により、難病患者等の障害</b> ふくし とう かつよう うなが けんとう <b>福祉サービス等の活用が促されるよう検討</b> <b>します。</b>	すいしん <b>推進</b>	すいしん <b>推進</b>
はったつしょうがいしゃしえん <b>発達障害者支援</b> センター運営 じぎょう <b>事業</b>	はったつしょうがいしゃしえん ちいき しえん <b>発達障害者支援センターと、地域の支援</b> きかん れんけい しく せいり そうだんしえん <b>機関との連携の仕組みを整理し、相談支援</b> たいせい きょうか はか <b>体制の強化を図ります。</b>	すいしん <b>推進</b>	すいしん <b>推進</b>
こうじのうきのうしょうがい <b>高次脳機能障害</b> にか <b>に関わる関係</b> きかん れんけいそくしん <b>機関の連携促進</b>	こうじのうきのうしょうがいしえん ちいき かんけい <b>高次脳機能障害支援センターと地域の関係</b> きかん れんけい そくしん みぢか ちいき <b>機関との連携を促進し、身近な地域における</b> こうじのうきのうしょうがい しえんたいせい きょうか <b>高次脳機能障害に対する支援体制を強化し</b> <b>ます。</b>	すいしん <b>推進</b>	すいしん <b>推進</b>

しひょうめい <b>指標名</b>	れいわ ねんど <b>令和3年度</b>	れいわ ねんど <b>令和4年度</b>	れいわ ねんど <b>令和5年度</b>
ちいき そうだんしえんたいせい きょうか せんもんてき <b>地域の相談支援体制の強化（専門的な</b> しどう じょげん <b>指導・助言）</b>	400 <small>けん</small> 件	440 <small>けん</small> 件	480 <small>けん</small> 件
ちいき そうだんしえんたいせい きょうか ちいき <b>地域の相談支援体制の強化（地域の</b> そうだんしえんじぎょうしゃ じんざいいくせい じっし <b>相談支援事業者の人材育成の実施）</b>	72 <small>かい</small> 回	72 <small>かい</small> 回	72 <small>かい</small> 回
ちいき そうだんしえんたいせい きょうか ちいき <b>地域の相談支援体制の強化（地域の</b> そうだんきかん れんけいきょうか とりくみ <b>相談機関との連携強化の取組）</b>	36 <small>かい</small> 回	36 <small>かい</small> 回	36 <small>かい</small> 回
そうごうてき せんもんてき そうだんしえん <b>総合的・専門的な相談支援</b>	48,000 <small>けん</small> 件	49,000 <small>けん</small> 件	50,000 <small>けん</small> 件
けいかくそうだんしえんりようしやすう ねんかん <b>計画相談支援利用者数（年間）</b>	16322 <small>にん</small> 人	18805 <small>にん</small> 人	21453 <small>にん</small> 人
はったつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい かいさいけん <b>発達障害者支援地域協議会の開催件</b> すう <b>数</b>	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件
はったつしょうがいしゃしえん そうだん <b>発達障害者支援センターによる相談</b> けんすう がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ <b>件数（学齢後期障害児支援事業分を除</b> <b>く）</b>	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件
はったつしょうがいしゃしえん およ はったつ <b>発達障害者支援センター及び発達</b> しょうがいしゃちいきしえん がいぶ <b>障害者地域支援マネージャーの外部</b> きかん ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ がくれい <b>機関や地域住民への研修、啓発（学齢</b> こうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ <b>後期障害児支援事業分を除く）</b>	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件



医療的ケア児・者等に対する関連分野 の支援を調整するコーディネーター の配置（人）	6人	6人	6人
---	----	----	----

## トピック「発達障害のある人への支援」

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し（のちの発達障害者支援センター）、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。

この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。

横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」「地域支援マネージャーによる障害福祉サービス事業所等への支援」「障害特性に応じた支援のための研修（行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成するための研修）」「サポートホーム事業（生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援）」「地域療育センター運営事業」「学齢後期障害児支援事業（中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援）」等、発達障害児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害児・者への市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組（障害者権利条約の批准に向けた一連の法整備など）が進められていることを背景とし、平成28年に同法の改正が行われました。

また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識



から、横浜市として、発達障害支援検討委員会の上部機関である障害者施策推進協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮問を行い、令和2年6月に答申を受け取りました。

令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこととなります。乳幼児期の発達支援を担う地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組とともに、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、さらに、多様性を尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

### <令和2年6月 答申概要>

#### 1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。

#### 2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築

今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）に相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。

#### 3 「0次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるためには、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

## トピック「計画相談支援の課題と今後の取組」

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画の提出が必須となっています。サービス等利用計画には、指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）の相談支援専門員が作成するものと、本人が自ら作成するセルフプランの2種類があります。計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などを共に考え計画を作成し、定期的に確認・振り返り（モニタリング）を行います。

横浜市では計画相談支援の実施率が令和元年度末時点で約50%に留まっています。その理由のひとつとして、事業所及び職員の不足から、利用につながっていないことが考えられます。今後、制度のさらなる周知や、実施する人材の確保・育成、市及び各区自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組めます。

## トピック「横浜市の依存症対策」

### 1 従来からの取組

横浜市では、従来から、アルコールをはじめとした依存症への対応は、区における精神保健福祉相談やこころの健康相談センターで実施してきました。また、医療機関とともに、市内における依存症の自助グループや回復支援施設等の民間団体が様々な支援を行ってきました。

### 2 国の動きを踏まえた横浜市における取組の拡充

近年、アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、国におけるアルコールやギャンブル等の基本法の制定、基本計画の策定、事業体系を示した依存症対策総合支援事業実施要綱を踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、家族教室の対象者の拡大、依存症専門相談や回復プログラムの開始など、取組を拡充しています。

また、民間団体や関係機関との連携体制の強化も進め、令和2年3月に、こころの健康相談センターを、国が設置を求める『依存症相談拠点』に位置づけました。令和2年度から開始した連携会議では、幅広い関係者と支援に関する情報共有を行うなど、関係者間のネットワークづくりを進めています。

### 3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の策定

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく地域支援計画を策定します。令和2年度から策定に向けた検討を始め、令和3年度中に策定する予定です。依存症全体の取組方針に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の現状や課題を整理し、支援内容等を盛り込む予定です。

近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとは言えません。障害の状況も様々ですし、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意志で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていくうえでの困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

## 1-1 住まい

### 現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などに関わらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望まれます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれます。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるよう対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

#### (1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な

けいたい す こんちく すす  
形態の住まいの構築を進めていきます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

こんご すす こんちく すす こんちく すす  
今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホーム  
の整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築  
を進めていきます。

とりぐみ  
取組

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>みんかんじゅうたくにゆうきよ 民間住宅入居 の促進</p>	<p>しょうがいしゃがみんかんちんたいじゅうたくにゆうきよ 障害者が民間賃貸住宅への入居をしやす くする仕組みとして「住宅セーフティネッ ト制度」を活用していきます。 「居住支援協議会」によるオーナーや不動 産業者向けの周知や相談窓口での支援等を 行います。 また、民間住宅あんしん入居事業（家賃等 の支払能力があるものの連帯保証人がいな いことを理由に民間賃貸住宅への入居を 断られてしまう障害者等への支援）につい ては、「住宅セーフティネット制度」との 統合を検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>サポートホーム 事業</p>	<p>はったつしょうがい にゆうきよしゃ たい ちいきせいかつ 発達障害のある入居者に対し、地域生活に 向けた準備のため、生活面のアセスメントと 支援を実施する「サポートホーム」の効果 を検証するとともに、支援方法を地域の事業 所等へ拡大させていきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがいじしせつ 障害児施設の 再整備</p>	<p>ろうきゆうか すす しょうがいじにゆうしょせつ 老朽化が進んでいる障害児入所施設の 再整備を進めます。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>けんとう 検討</p>



<p>しょうふうがくえんさいせい 松風学園再整 びじぎょう 備事業</p>	<p>にゅうきよしや きよじゅうかんきょうかいぜん こしつ か 入居者の居住環境改善のため、個室化 とう すす どうえんしきち いちぶ かつよう 等を進めます。また、同園敷地の一部を活用 して民設新入所施設を整備します。 ちゅうかんき こしつ かとう きよじゅうかんきょう ・中間期までに、個室化等の居住環境や せつび かいぜんおよ みんせつしんにゆうしよせつ こうじ 設備の改善及び民設新入所施設の工事 じっし 実施 けいかくきかんちゅう こしつ かとう きよじゅうかんきょう せつ ・計画期間中に、個室化等の居住環境や設 び かいぜんおよ みんせつしんにゆうしよせつ こうじじっし 備の改善及び民設新入所施設の工事实施 かんりよう 完了</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施 かんりよう 完了</p>
<p>さいけい しょうがい 【再掲】 障害 ふくししせつとう 福祉施設等 で はたら かん ごし 働く 看護師の しえん 支援</p>	<p>しょうがいふくししせつとう はたら かん ごし ていやく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向 けた支援を行うとともに、人材確保の方策 しえん おこな じんざいかくほ ほうさく について検討します。 けんとう</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

<p>しひょうめい 指標名</p>	<p>れいわ ねんど 令和3年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和4年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和5年度</p>
<p>きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループホーム) りようしやすう しんきせつち ねん 利用者数(新規設置/年)</p>	<p>200人</p>	<p>200人</p>	<p>200人</p>
<p>きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループホーム) りようしやすう りようにんすう ねん 利用者数(利用人数/年)</p>	<p>5,000人</p>	<p>5,200人</p>	<p>5,400人</p>
<p>ふくししせつにゆうしよしや ちいきせいかつ いこう 福祉施設入所者の地域生活への移行 しせつにゆうしよしやすう 施設入所者数</p>	<p>1,426人</p>	<p>1,420人</p>	<p>1,414人</p>
<p>しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 りようにんすう つき (利用人数/月)</p>	<p>1,426人</p>	<p>1,420人</p>	<p>1,414人</p>
<p>ふくしがたしょうがいじにゆうしよしえん 福祉型障害児入所支援 りようじどうすう つき (利用児童数/月)</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>いりょうがたしょうがいじにゆうしよしえん 医療型障害児入所支援 りようじどうすう つき (利用児童数/月)</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>しょうがいじにゆうしよしせつ さいいじょう 障害児入所施設における18歳以上 にゆうしよしやすう の入所者数</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>	<p>調整中</p>
<p>しゆくはくがたじりつくんれん りようにんすう つき 宿泊型自立訓練 (利用人数/月)</p>	<p>87人分</p>	<p>87人分</p>	<p>87人分</p>
<p>しゆくはくがたじりつくんれん りようにんすう つき 宿泊型自立訓練 (利用人数/月)</p>	<p>2,364人日</p>	<p>2,364人日</p>	<p>2,364人日</p>



りょうようかいご 療養介護	279人	279人	284人
------------------	------	------	------

**トピック 「福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方」**

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

国の第6期障害福祉計画指針に基づき、令和元年度末から令和5年度末までに、地域生活への移行の目標数を87人（令和元年度末時点の施設入所者の約6%）、施設入所者数は23人（約1.6%）の減少を見込むこととします。なお、市内入所施設の定員数については、新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があり、及び市外入所施設の利用者への対応等から、各施設の状況を踏まえつつ、現状を維持することとします。

これまで本市の入所施設は、一生涯を送る施設ではなく、「地域生活支援型施設」と位置づけ、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組んできたところです。入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担い、本人の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、必要な取組を検討・実施します。また、施設に入所して支援を受けることが真に必要なとされている方の把握を行い、適切なサービス提供を確保できるよう、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を検討・実施します。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 目標	もくひょう 目標
しんたいしょうがいしゃ 高齢者 の ぞうたい 造及び模様替え	しえいじゅうたく 市営住宅 に入居している しょうがいしゃとう 障害者等の ようぼう 要望 に対し、トイレや浴室への て 手すりの取付など の ぞうたい 住宅改造 を じっし 実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>高齢化・重度化 対応のグループ ホームの検討・ 拡充</p>	<p>現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>高齢化・重度化 対応バリアフリ 一改修事業</p>	<p>グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>

## 1-2 暮らし

### 現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしをしていくためには、障害福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。障害の状況によって必要な支援は異なりますが、障害状況が変わったとしても必要な障害福祉サービスを安定して提供していかなければなりません。特に、地域で生活していくうえで、障害のある人の生活を支える核として整備を進めてきた様々な拠点の機能を充実していくことが大切です。行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせません。さらに、自身の障害によって子育てや介護に不安がある人の困りごとを受け止めていくことも必要とされています。

また、長期入院中の人や施設入所中の人グループホームでの生活や一人暮らしに移動ができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身につけて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの

よぼう たいおう まな きかい もう ほんにん きぼう おも よ そ ばんそうがた そうだんしえん  
 予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を  
 じゅうじつ たいせつ  
 充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

しょうがいふくし かか しゃかいしげん きそん じゅうじつ  
 障害福祉に関わる社会資源をもとに、既存のサービスを充実させていくことで、  
 ちいき あんしん く たいせい め ぎ  
 地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

しょうがい じょうきょう か みづか きぼう く しょうがいじ  
 障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・  
 しゃ かぞく ひつよう ていきょう じぎょう ひ つづ じっし  
 者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

とりぐみ  
 取組

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃちいきかつ 障害者地域活 動ホーム事業	ざいたく しょうがいじ しゃ かぞく ちいきせいかつ 在宅の障害児・者とその家族の地域生活を しえん きょてんしせつ よこはまし どくじ 支援する拠点施設として、横浜市が独自に せっち 設置しているものです。主なサービスとし おも て、生活介護や地域活動支援センター事業デ せいかつかいご ちいきかつどうしえん じぎょう イサービス型等の日中活動のほか、ショー がたどう にっちゅうかつどう トステイや一時ケア等の生活支援事業を いちじ どう せいかつしえんじぎょう 実施しています。施設規模等により、社会 しゃかい 福祉法人型障害者地域活動ホームと機能 ふくしほうにんがたしょうがいしゃちいきかつどう きのう 強化型障害者地域活動ホームの2種類に分 きょうかがたしょうがいしゃちいきかつどう しゅるい ぶん 類されています。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>せいしんしょうがいしゃ 精神障害者 せいかつしえん 生活支援センター じぎょう 一事業</p>	<p>とうごうしつちようしょう 統合失調症をはじめとした精神障害者の しゃかいふつき じりつおよ しゃかいさんか しえん 社会復帰、自立及び社会参加を支援するため かくく しょせつち せいしんしょうがいしゃ 各区に1か所設置している精神障害者の ちいきせいかつしえん ほんし きよてんしせつ 地域生活支援における本市の拠点施設です。 せいしんほけんふくしし はいち にちじょうせいかつ かん 精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する そうだん じよげん じょうほうていきょう せんもんい 相談や助言、情報提供のほか、専門医に そうだん せいかつ い じ よる相談や生活維持のためのサービス しよくじ にゆうよく せんたくどう どう ていきょう (食事、入浴、洗濯等)等を提供しています。 く きかんそうだんしえん ほん 区や基幹相談支援センターとともに、本 し ちいきせいかつしえんきよてん せいしんしょうがい 市の「地域生活支援拠点」や「精神障害にも たいおう ちいきほうかつ ちゆうかく 対応した地域包括ケアシステム」の中核に い ちづ 位置付けられています。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>たきのうがたきよてん 多機能型拠点の せいび うんえい 整備・運営</p>	<p>つね いりようてき ひつよう じゅうしょうしんしん 常に医療的ケアを必要とする重症心身 しょうがいじ しゃとう かぞく ちいきせいかつ しえん 障害児・者等とその家族の地域生活を支援 するたため、相談支援、短期入所、生活介護、 しんりよう ほうもんかんご きょたくかいご いったいてき 診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に ていきょう たきのうがたきよてん せいび しんない ほうめん 提供 する多機能型拠点の整備を市内6方面 すす に進めます。</p>	<p>しんない 4 市内4 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりよう 完了</p>	<p>しんない 6 市内6 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりよう 完了</p>
<p>こうどうしょうがい 行動障害のあ かた ちいきいこう る方の地域移行 ちいきせいかつ ささ や地域生活を支 える仕組みづく り</p>	<p>こうどうしょうがい かた ひつよう しえんたいせい 行動障害のある方に必要とされる支援体制 について、特に地域移行や地域生活を支える きのう けんとう すず 機能の検討を進めます。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ちいきしえん 地域支援マネジ ャーによる しょうがいふくし 障害福祉サー ビス事業所等へ の支援</p>	<p>はつたつしょうがいしゃしえん ちいきしえん 発達障害者支援センターに「地域支援マネ ジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所 とう たい こうどうしょうがい はつたつしょうがい かか 等に対し、行動障害・発達障害に係るコン サルテーションを実施します</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

<p>ちいきせいかつしえんきよ 地域生活支援拠点機能の充実</p>	<p>しょうがい かのた こうれいか じゅうどか おや あと 障害のある方の高齢化・重度化、親なき後 に備えるとともに、地域移行を進めるため。 きかんそうだんしえん せいかつしえん 基幹相談支援センター・生活支援センター・ くやくしよ きかんいつたい うんえい ちいき 区役所の3機関一体の運営により、地域のあ らゆるしゃかいしげん ゆうきてき らゆる社会資源を有機的につなぐネットワ ーク型の拠点機能を整備し、地域での居住 しえんきよのう じゅうじつ はか 支援機能の充実を図ります。</p>														
<p>せいしんしょうがい 精神障害にも たいおう ちいき 対応した地域 ほうかつ 包括ケアシステ ムの構築</p>	<p>せいしんしょうがい かのた せいかつ ちいき 精神障害のある方の生活のしづらさを地域 で支えていくため、いりよう ほけん ふくし れんけい のもと、「協議の場」において関係者・関係 きかん きょうつう にんしき なか かだいかいけつ む 機関が共通の認識の中で課題解決に向けた とりくみ けんどう じっし 取組の検討と実施をしていきます。また、 ちいき かだい たい とくせい 地域ごとの課題に対して特性をふまえた たいおう 対応ができるよう、これまでの社会資源を じゅうぶん かつよう 十分に活用しながら、ネットワーク機能の みなお あら 見直しや新たなつながりを構築していきま す。 ※この取組のため、せいしんしょうがいしゃ しょうがいふくし 精神障害者の障害福祉 りようじょうきよう はあく きぼんせいび サービスの利用状況を把握し、基盤整備 かぶそくどう ほうかつ の過不足等について把握するため、以下の じこう かつどうしひょう せってい 事項について、活動指標として設定しま す。 きょうどうせいかつえんじよ りようしゃすう せいしんしょうがい ・ 共同生活援助の利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 1603 1099 1756"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>ちようせいちゆう 調整中</td> <td>ちようせいちゆう 調整中</td> <td>ちようせいちゆう 調整中</td> </tr> </table> <p>ちいきいこうしえん りようしゃすう せいしんしょうがい ・ 地域移行支援の利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 1812 1099 1955"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>108人／年</td> <td>120人／年</td> <td>132人／年</td> </tr> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	ちようせいちゆう 調整中	ちようせいちゆう 調整中	ちようせいちゆう 調整中	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	108人／年	120人／年	132人／年	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度													
ちようせいちゆう 調整中	ちようせいちゆう 調整中	ちようせいちゆう 調整中													
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度													
108人／年	120人／年	132人／年													



	<p>ちいきでいちやくしえんりようしやすう せいしんしやうがい  ・地域定着支援利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 208 1098 358"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>480人／年</td> <td>576人／年</td> <td>672人／年</td> </tr> </table> <p>じりつせいかつえんじよりようしやすう せいしんしやうがい  ・自立生活援助利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 414 1098 564"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>60人／年</td> <td>75人／年</td> <td>90人／年</td> </tr> </table> <p>じりつせいかつ せりようしやすう せいしんしやうがい  ・自立生活アシスタント利用者数（精神障害）</p> <table border="1" data-bbox="528 676 1098 826"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>323人／年</td> <td>323人／年</td> <td>323人／年</td> </tr> </table> <p>よこはまし せいしんしやうがいしやたいいん じぎようりよう  ・横浜市精神障害者退院サポート事業利用者</p> <table border="1" data-bbox="528 938 1098 1088"> <tr> <td>れいわ ねんど 令和3年度</td> <td>れいわ ねんど 令和4年度</td> <td>れいわ ねんど 令和5年度</td> </tr> <tr> <td>180人／年</td> <td>180人／年</td> <td>180人／年</td> </tr> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	480人／年	576人／年	672人／年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	60人／年	75人／年	90人／年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	323人／年	323人／年	323人／年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	180人／年	180人／年	180人／年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
480人／年	576人／年	672人／年																									
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
60人／年	75人／年	90人／年																									
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
323人／年	323人／年	323人／年																									
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																									
180人／年	180人／年	180人／年																									
精神障害者の 家族支援事業	せいしんしやうがいしや かぞく てきせつ かんけい たも 精神障害者とその家族が適切な関係を保つ ため、緊急滞在場所を準備するとともに、 かぞく せいしんしつかん りかい ふか きかい 家族が精神疾患について理解を深める機会 ていきよう を提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進																								
いりようてき け あ じ 医療的ケア児・ 者等の支援のた め かんけいきかん め 関係機関の きようぎ ば かいさい 協議の場の開催	いりようてき じ しゃとう ちいき さら 医療的ケア児・者等への地域における更なる しえん じゆうじつ む ほけん いりよう しょうがい 支援の充実に向けて、保健・医療・障害 ふくし ほいく きよういくとう かんけいきかん れんけい はか 福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る ため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討 いいんかい かだいきようゆう いけんこうかん たいおう 委員会において、課題共有、意見交換、対応 さくとう けんとう おこな 策等の検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進																								
いりようてき じ 医療的ケア児・ しゃとうしえんしやようせい 者等支援者養成	うけいれたいせい じゆうじつ ほか しょぞく しせつ 受入体制の充実を図るため、所属する施設・ じぎようしやとう いりようてき じ しゃとう うけ 事業所等において、医療的ケア児・者等の受 い せつきよくてき おこな しえん ひつよう 入れを積極的に進めるよう、支援に必要な ちしき ぎじゆつ ふきゆうけいはつ おこな しえんしや しようせい 知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成 します。	すいしん 推進	すいしん 推進																								

<p>メディカルサポート事業</p>	<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
--------------------	---	--------------------	--------------------

<p>しひょうめい 指標名</p>	<p>れいわ ねんど 令和3年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和4年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和5年度</p>
<p>ちいきせいかつしえんきよてん せいび 地域生活支援拠点の整備</p>	<p>ぜんくじっし 全区実施</p>	<p>ぜんくじっし 全区実施</p>	<p>ぜんくじっし 全区実施</p>
<p>ちいきせいかつしえんきよてん せいび ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点の整備（地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数）</p>	<p>かい 1回</p>	<p>かい 1回</p>	<p>かい 1回</p>
<p>せいしんびょうしょう ねんいじょうちようき 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>
<p>せいしんびょうしょう ねんいじょうちようき 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>
<p>せいしんびょうしょう そうきたいいんりつ にゆういん 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点）</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>
<p>せいしんびょうしょう そうきたいいんりつ にゆういん 精神病床における早期退院率（入院後6か月時点）</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>
<p>せいしんびょうしょう そうきたいいんりつ にゆういん 精神病床における早期退院率（入院後1年時点）</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>	<p>ちようせいちゆう 調整中</p>
<p>せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数）</p>	<p>かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)</p>	<p>かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)</p>	<p>かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)</p>
<p>せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数）</p>	<p>かい 1回</p>	<p>かい 1回</p>	<p>かい 1回</p>
<p>はつたつしょうがいしやしえん およ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数（学齢後期障害児支援事業分を除く）</p>	<p>1,000けん 1,000件</p>	<p>1,000けん 1,000件</p>	<p>1,000けん 1,000件</p>

きょたくかいご 居宅介護	127,601 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分
	8,070人 にん	8,417人 にん	8,778人 にん
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	89,044 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分
	544人 にん	613人 にん	691人 にん
どうこうえんご 同行援護	16,360 じかんぶん 時間分	17,112 じかんぶん 時間分	17,899 じかんぶん 時間分
	856人 にん	894人 にん	934人 にん
こうどうえんご 行動援護	13,544 じかんぶん 時間分	15,792 じかんぶん 時間分	18,413 じかんぶん 時間分
	855人 にん	1,072人 にん	1,344人 にん
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所（福祉型）（／月）	1,100人分 にんぶん	1,120人分 にんぶん	1,140人分 にんぶん
	5,500人日 にんにち	5,600人日 にんにち	5,700人日 にんにち
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所（医療型）（／月）	400人分 にんぶん	410人分 にんぶん	420人分 にんぶん
	2,000人日 にんにち	2,050人日 にんにち	2,100人日 にんにち
につちゅういちじしえん 日中一時支援（／月）	240人分 にんぶん	240人分 にんぶん	240人分 にんぶん
	800回 かい	800回 かい	800回 かい
にちじょうせいかつようぐきゅうふ たいよ 日常生活用具給付・貸与（／年）	86,000件 けん	86,000件 けん	86,000件 けん
ちいきいこうしえん 地域移行支援（／年）	120人分 にんぶん	132人分 にんぶん	144人分 にんぶん
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援（／年）	600人分 にんぶん	720人分 にんぶん	840人分 にんぶん

よこはまし せいしんしょうがいしゃたいいん じぎょう 横浜市精神障害者退院サポート事業 (／年)	180人	180人	180人
--	------	------	------

**トピック** 「行動障害のある人への支援」

横浜市では、行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、横浜市障害者施策推進協議会の部会の中で、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行って方向性を定め、様々な施策を実現・推進してきました。

平成28年度から、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための「強度行動障害支援力向上研修」を開催しています。この研修は、市内法人が協働し、「オール横浜市」として実施しています。

また平成28年度から、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等を訪問して、行動障害・発達障害に関して支援者がより良い支援を提供するためのアセスメントや助言を実施しています。

今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える仕組みづくりについて、さらに検討を進めていきます。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃ じりつ 障害者自立 せいかつ 生活アシスタント	ちいき たんしんとう せいかつ 地域で単身等で生活する障害者に対して、 じりつせいかつ 自立生活アシスタントが、その障害特性を踏 まえて、具体的な生活場面での社会適応力を たか 高める助言を中心とした支援を行います。国 のじっしじぎょう 実施事業との関係を整理しながら推進して いきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうけんできしえんせいど 後見的支援制度	しょうがいしゃほんにん かぞく よ そ 障害者本人や家族に寄り添う「伴走型相談 しえん 支援」として日頃から関わることで、親なきあ ともあんしん 安心して暮らすことができる地域での みまも 見守り体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

消費者教育 事業	障害者や家族及び支援者が、商品・サービスの利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことにより、安心して日常生活を送れるよう、意識啓発を図ります。	推進	推進
-------------	--	----	----

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	80人分	100人分	120人分
自立生活アシスタント	690人分	690人分	690人分

### 1-3 移動支援

#### 現状と施策の方向性

今回実施したアンケート調査で、「日常の生活に介助が必要」とした人のうち50%以上の人が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減など、障害のある人に合わせた適切な支援を行う必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

#### 取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
移動情報センター 一運営等事業の 推進	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談 相談 件数 3,300件	相談 相談 件数 3,600件



【再掲】ガイドヘルパー等研修受講料助成	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	推進
【再掲】ガイドヘルパースキルアップ研修	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	推進	推進
難病患者外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用して外出に困難を伴う、車いす等を利用する難病患者に福祉車両による送迎サービスを提供します。	推進	推進
在宅重症患者外出支援事業	車いすによる移動が困難でストレッチャー対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。	推進	推進
福祉有償移動サービス事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等による、自家用自動車を利用した移動サービスを促進します。	推進	推進
重度障害者等への移動支援事業の拡充	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	推進	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 (移動介護・通学通所支援)	781,554 時間分	797,185 時間分	813,128 時間分
	6,479人分	6,673人分	6,873人分

## 1-4 まちづくり

### 現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、今回実施したグループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・民間企業・行政などの多様な主体が、さらなる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知ったうえで、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政が協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できる環境をハードとソフトとを一体的に整えるなど、福祉のまちづくりをさらに推進していきます。

### 取組

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
福祉のまちづくり推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	推進	推進
公共交通機関のバリアフリー化	誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。	推進	推進
バリアフリーの推進（バリアフリー基本構想の検討・作成）	バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進するため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の新規作成等	推進	推進

<p>バリアフリーの 推進（バリアフリ ー歩行空間の 整備）</p>	<p>駅周辺のバリアフリー化を推進するため、 バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリ アフリー化を、引き続き、進めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>横浜市公共サイ ンガイドライン の運用推進</p>	<p>公的機関により設置される歩行者用案内・ 誘導サインの規格や表示内容等の統一を図 るためのガイドラインの運用を推進します。 また、公共サインの掲載基準等について必 要に応じて見直しを検討し、より歩行者にわ かりやすいサイン整備を進めていきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>エレベーター 設置事業</p>	<p>エレベーターの整備など、学校施設のバリア フリー化を進め、障害児が学びやすい環境 を整備します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

今回実施したアンケート調査では、将来に不安を感じることで「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種別やあるなしに関わらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通じた地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応することが求められています。

## 2-1 健康・医療

### 現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていくうえで非常に重要です。今回のアンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」「適度な運動」と回答しています。これは、第3期横浜市障害者プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、同アンケート調査で「運動はしていない」と回答した人は半数を超えています。健康づくり・介護予防などをどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関に受診しやすい環境も重要です。グループインタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよくわかっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えていくことは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをより深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と運動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

(2) 医療環境の充実

障害のある人に、適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療については、土曜日・日曜日・祝日などの病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制が充実されるよう努めます。

とりくみ  
取組

(1) 障害者の健康づくりの推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援	障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。	推進	推進
【再掲】 障害福祉施設職員等への支援	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	推進	推進



## トピック「医療的ケア児・者への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下では「医療的ケア児・者」と言います）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多くいます。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからなかったりすることが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つからなかったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかったりすることも課題です。

そのため、医療的ケア児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。現在取り組んでいることは、

- ① 医療的ケア児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置
- ② 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成
- ③ 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催
- ④ 医療的ケア児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり

の4つです。

この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者が安心して生活ができるようにしていきます。

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
<p>難病患者一時入院事業</p>	<p>医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>歯科保健医療推進事業（心身障害児・者歯科診療）</p>	<p>通常の歯科診療では対応が困難な心身障害児・者に対する歯科治療の確保を、引き続き、図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>【再掲】メディカルショートステイ事業</p>	<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>難病患者在宅療養計画策定・評価事業</p>	<p>在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>医療機関連携事業</p>	<p>障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>重度神経難病患者在宅支援システムの構築</p>	<p>発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。 ・ALS者に加え、筋ジストロフィー症者のライフステージに合わせた生活障害支援を目的に、在宅リハビリテーションを活用する流れを構築します。</p>	<p>構築</p>	<p>構築</p>

<p>ざいたくりょうようじ 在宅療養児の ちいきせいかつ 地域生活を支え るネットワーク れんらくかい 連絡会</p>	<p>しょうがいじ しゃ いりょう にゆういん ざいたく かか 障害児・者の医療（入院・在宅）に関わ る医療関係者を中心に、福祉・教育関係 しゃ たいしょう ざいたくしえん ひつよう じょうほう 者を対象として、在宅支援に必要な情報 こうかん じんてきこうりゅう つう しょうがいりかい そく 交換や人的交流を通じて、障害理解を促 しん 進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうしょうしんしんしょうがい 重症心身障害 児・者の在宅生活 を支えるための しえんたいせい じゅうじつ 支援体制の充実</p>	<p>じゅうしょうしんしんしょうがい しゃ ざいたくせいかつ 重症心身障害児・者の在宅生活を支える ための医療体制をはじめとする検討を行 い、支援体制の充実を図ります。 しえんたいせい じゅうじつ はか</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 にゆういん じ 入院時コミュニ ケーション支援 じぎょう 事業</p>	<p>にゆういん ぎき いりょう きかん い し かん ご しょう 入院先医療機関の医師・看護師等との い し そつう じゅうぶん はか しょうがい しゃ 意思疎通が十分に図れない障害児・者を たいしょう にゆういん ぎき 対象に、入院先にコミュニケーション しえんいん はけん 支援員を派遣します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>けんこう 健康ノート</p>	<p>しょうがいじ しゃ じぶん す ちいき いりょうきかん 障害児・者が自分の住む地域の医療機関で じゅしん さい かつよう けんこう 受診する際に活用できる「健康ノート」に ついて、にゆうしゅ けんとう 入手しやすくなるよう検討し、よ りかつよう り活用できるようにします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい いりょうじゅうじ 【再掲】医療従事 しゃけんしゅうじぎょう 者研修事業</p>	<p>しつぺい しょうがい しょうにおよ じゅうしょうしんしん 疾病や障害のある小児及び重症心身 しょうがい しゃ しえん ひつよう ちしき ぎじゅつ む 障害児・者の支援に必要な知識・技術の向 じょう はか しょうがいとくせい りかい いりょうじゅうじ 上を図り、障害特性を理解した医療従事 しゃ いくせい けんしゅう じつし 者を育成するための研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい しょうがい 【再掲】障害 ふくししせつとう はたら 福祉施設等で働 かんごし しえん く看護師の支援</p>	<p>しょうがいふくししせつとう はたら かんごし ていちゃく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向 けた支援を行うとともに、かくほ ほうさく 確保の方策につ いてけんとう いて検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>せいしん かきゅうきゅうい 精神科救急医 りょうたいさくじぎょう 療対策事業</p>	<p>せいしんしつかん きゅうげき はっしょう せいしんしょうじょう あつ 精神疾患の急激な発症や精神症状の悪 か ひつよう 化などで、早急に適切な精神科医療を必要 そうきゅう てきせつ せいしん かいりょう とする場合に、せいしんほけんふくしほう もと ぶん 精神保健福祉法に基づく診 さつ びょういん しょうかい おこな ひつよう 察や病院の紹介を行うとともに、必要な いりょうしせつ かくほ 医療施設を確保すること等により、ひきつづ き救急患者の円滑な医療及び保護を図り ます。 きゅうきゅうかんしゃ えんかつ いりょうおよ ほ ご はか</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

精神疾患を合併 する身体救急 患者の救急医 療体制整備事 業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切 な医療機関へ円滑に搬送できるよう、 救急医療体制を構築します。	推進	推進
--	--	----	----

## 2-2 防災・減災

### 現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

また、今回のアンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていけるか、自分の障害のことを理解してもらえるかなどの不安を持っている人は今回のアンケート調査でも4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

行政として、平時から災害に備えた必要なお応について啓発を行うとともに、防災訓練などを通じて障害者が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応できるよう検討する必要があります。

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
さいがいじょうえんごしや 災害時要援護者 しえんじぎょう 支援事業	さいがいじ じりき ひなん こんなん ようえんごしや あんび 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否 かくにん ひなんしえんどう かつどう えんかつ おこな 確認や避難支援等の活動が円滑に行われる よう、さいがいじょうえんごしやめいぼ ひなんしえん ひつ よう、災害時要援護者名簿や避難支援に必 よう じょうほう ちいき ていきょう ひごろ ち 要な情報を地域に提供し、日頃からの地 いき じしゆてき ささ あ とりくみ しえん 域における自主的な支え合いの取組を支援 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしや しえんしや 障害者・支援者 によるさいがいじとう 災害時等 のしょうがいりかいそくしん 障害理解促進	よこはま セーフティーネットプロジェクト横浜や かんけいきかんどう れんけい かくく じっし 関係機関等と連携し、各区で実施される ちいきぼうさいきよてんくんれんどう しょうがいしやりかい そくしん 地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
さいがいじとう じじよ 災害時等の自助 りょくこうじょう む 力向上に向け たツールの作成 およ ぶきゅう けいはつ 及び普及・啓発	ふうすいかい ふく さいがいじ そな じじりょく こう 風水害を含めた災害時に備え、自助力の向 じょう けんどう さくせい ほんし 上のためのツールの検討・作成と、本市ウ とう かつよう ふきゅう けいはつ おこな ェブサイト等を活用した普及・啓発を行っ ていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
さいがいじ 災害時における じじよ きょうじよ じょう 自助・共助の情 ほうきょうゆう すいしん 報共有の推進	よこはまし しょうがいしや すいしんきょうぎかい かくだんたい かいぎ 横浜市障害者推進協議会や各団体の会議 たいにて、さいがいじ じじよ きょうじよ 体にて、災害時における自助・共助につい じょうほうきょうゆう おこな て情報共有を行います。	じっし 実施	じっし 実施
しょうがいしゅべつおうきゅう 障害種別応急 びちくぶつ しれんけいじ 備蓄物資連携事 ぎょう 業	しょうがいとくせい おう おうきゅう びちくぶつ 障害特性に応じた応急備蓄物資につい ひ つづ ほかん ふきゅう けいはつ て、引き続き保管できるよう、普及・啓発 じっし を実施します。	じっし 実施	じっし 実施



## トピック「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜) の活動」

「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜)」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのできることから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

### ■「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」「救急用」「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/sientcenter/safetynet/cboard.html>

### ■出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えを一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

### ■「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることがわかりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう、「配慮が必要な人は【黄色】」「支援ができる人は【緑色】」のものを身に付けようという取組を進めています。

障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

教育の場では、すべての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を展開する必要があります。

### 3-1 療育

#### 現状と施策の方向性

横浜市では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。

地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく、障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももいない子どもも分け隔てなく、共に育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所・幼稚園に通う障害児が増加している他、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサ

サービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

### (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期の障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実します。

### (2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所・幼稚園及び、自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組めます。

障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

### (3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
ちいきりょういく 地域療育センター うんえいじぎょう 一運営事業	しょうがいがある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所・幼稚園、学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ほいくじょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	600人	650人	700人
	4,800人日	5,200人日	5,600人日
じどうはったつしえん 児童発達支援 (ちいきりょういく 地域療育センター実施分を含む)	190か所	200か所	210か所
	3,800人	4,000人	4,000人
	297,000人日	314,900人日	327,500人日
じどうはったつしえん 児童発達支援のうち、主に重症心身 しょうがいじしえん 障害児を支援する事業所 (ちいきりょういく 地域療育センター実施分を含む)	調整中	調整中	調整中
	調整中	調整中	調整中
	調整中	調整中	調整中
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援 (ちいきりょういく 地域療育センター実施分を含む)	9か所	9か所	9か所
	185人	185人	185人
	18,000人日	18,000人日	18,000人日
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	1か所	1か所	1か所
	30人	30人	30人
	60人日	60人日	60人日

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
ちいきくんれんかいうんえい 地域訓練会運営 ひよせいじぎょう 費助成事業	しょうがいじ ほごしゃどう じしゆてき そしき ちいき 障害児の保護者等が自主的に組織し、地域 きのおかいぶくくんれん ほいく おこな ちいきくんれんかい で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会 うんえいひ ひよせい の運営費を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
しょうがいじ ぞうだん 障害児相談	126か所	137か所	149か所
	がくれい 学齢 8,800人	がくれい 学齢 9,700人	がくれい 学齢 10,700人
	みしゅうがく 未就学 3,800人	みしゅうがく 未就学 4,000人	みしゅうがく 未就学 4,200人
ペアレントトレーニング実施者養成 けんしゅう 研修	15か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
がくれいこうきしょうがいじ 学齢後期障害児 しえんじぎょう 支援事業	がくれいこうき ちゅうがくせい こうこうせいねんだい はつたつしょうがい 学齢後期(中学生・高校生年代)の発達障害 じどう あんてい せいじんき むか じ 児等が安定した成人期を迎えられるよう、児 どう かぞくどう そうだん せんもんでき しどう じよげん 童や家族等からの相談に専門的な指導、助言 をおこな を行います。 また、関係機関と連携し、はつたつしょうがい きいん 発達障害に起因す もんだい かいけつ む しえん おこな る問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
こ こそだ しえんどう ほいくじよ ほうかご 子ども・子育て支援等(保育所、放課後 じどうけんぜんいくせいじぎょうしやうどう 児童健全育成事業所等)における障害児 うけい たいせい せいび の受入れ体制の整備	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進	
	ほうかごどう じぎょう 放課後等デイサービス事業	410か所	460か所	510か所
	8,800人	9,700人	10,700人	
	1,128,000 人日	1,274,700 人日	1,440,500 人日	



ほうかごとう じぎょう おも 放課後等デイサービス事業のうち、主に じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じぎょう 重症心身障害児を支援する事業所	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中
	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中
	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中	ちょうせいちゅう 調整中
ほうかごとう じぎょう おも 放課後等デイサービス事業のうち、主に じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じぎょう 重症心身障害児を支援する事業所の わりあい ある区の割合	ばーせんと 100 %	ばーせんと 100 %	ばーせんと 100 %
ほうたつしょうがいしやしえん そうだん 発達障害者支援センターによる相談 けんすう がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶん 件数（学齢後期障害児支援事業分）	けん 6,000件	けん 6,000件	けん 7,200件
ほうたつしょうがいしやしえん ほうたつ 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしやしえん がいぶきかん 障害者地域支援マネジャーの外部機関 ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ がくれいこうき や地域住民への研修、啓発（学齢後期 しょうがいじしえんじぎょうぶん 障害児支援事業分）	けん 25件	けん 25件	けん 30件

### 3-2 教育

#### 現状と施策の方向性

市全体の児童生徒数が減少する中、特別な支援が必要な子どもたちは増加しています。一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室や、個別支援学級の在籍児童数の増加はこの10年間で1.7倍になっています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を向上させることが不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目のない一貫した支援を行うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

- (1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援  
 地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、保育・療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。
- (2) 教育環境・教育活動の充実  
 第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、すべての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。
- (3) 教育から就労への支援  
 特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

とりくみ  
**取組**

- (1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
よこはまがた 横浜型センター てききのう 的機能の充実	ちいきりょういく 地域療育センターや特別支援学校、 つうきゅう 通級 しどうきょうしつどう 指導教室等の担当者が、小・中学校や児童 せいと 生徒、ほごしゃ 保護者からの相談に対応するなど、特 べつ 別な支援が必要な児童生徒を支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがくせつめいかい 就学説明会	とくべつしえんきょういく 特別支援教育を希望する幼児の就学に関 する説明会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがく 就学・教育相 だん 談の体制強化	ひとり 一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、 じんそく 迅速で適正な就学・教育相談を行うため かんけいきかん 関係機関が相互に連携しながら、就学前 から卒業後までを見通した相談体制の強化 を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほごしゃきょうしつかい 保護者教室開 さいじぎょう 催事業	よこはましりつしょう 横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護 しゃ 者を対象とした障害に対する正しい知識 の啓発を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>わたくしりつようちえんとう 私立幼稚園等 とくべつしえんきょういくひ 特別支援教育費 ほじょじぎょう 補助事業</p>	<p>わたくしりつようちえんとう ざいえん しょうがいじ たい 私立幼稚園等に在園している障害児に対 する教育が、障害の種類・程度などに応じ て適切に行われるよう、その経費の一部を 設置者に補助し、障害児の教育に役立てま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
--	---	--------------------	--------------------

(2) 教育環境・教育活動の充実

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>ちょうかくしょうがいじ 聴覚障害児 しえんじぎょう 支援事業</p>	<p>よこはましりつしょう ちゅうがっこう ざいせき ちょうかくしょうがい 横浜市立小・中学校に在籍する聴覚障害 のある児童生徒にノートテイクによる情報 の保障を実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーディネーター の機能強化と スキルアップ</p>	<p>とくべつしえんきょういく ようせいけんしゅう 特別支援教育コーディネーター養成研修 を受講して活動している特別支援教育コー ディネーターを対象に、さらなるスキルア ップを目指して、事例研究などを中心とし た研修を進めると共に、関係機関との連携 を強化し、専門的な資質を高めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校に おけるICT 機器の活用</p>	<p>たんまつ かくしゆしえんそうち かつよう タブレット端末や各種支援装置の活用につ いて、特別支援学校全校で実践研究を行い ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>あいしーていー かつよう ICTを活用 した教育環境 の充実</p>	<p>ここの じどうせいと しょうがい じょうきょう じゅうぶん 個々の児童生徒の障害の状況を十分に 踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対 し、ICTを活用した指導や支援を充実さ せるとともに、緊急時におけるオンライン 授業や動画コンテンツ配信などについて、 検討、実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校の 充実</p>	<p>ざいせき じどうせいと しょうがい たようか じゅうどか 在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・ 重複化を踏まえ、教育環境の充実に取り 組みます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

医療的ケア体制 整備	小・中・義務教育学校や特別支援学校における医療的ケアの実施体制を整備します。	整備	整備
校内研修の実施	一般学級においても特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、すべての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援を行えるよう、ケーススタディを重視した研修を充実させます。	実施	実施
特別支援教育 支援員事業	小・中・義務教育学校で障害により学習面、生活面や安全面への支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置します。	配置	配置
重度訪問介護 利用者の大学 修学支援事業	重度訪問介護を利用する重度障害者が大学修学するための支援を実施します。 ・計画期間中に、重度障害者が修学するために必要な支援体制が構築され、進学を希望した場合に安心して修学ができています。	推進	推進

(3) 教育から就労への支援

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
特別支援学校 就労支援事業	企業就労を目指す生徒の実習先開拓や職場定着支援を行うため、高等特別支援学校（若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む）に就労支援指導員を配置します。	推進	推進

しょうがいのあるなしにかかわらず、「働く」ことは、自立した生活や生きがいにつながる、暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組みます。好きな活動などを通じて、障害のある人とない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、今回のアンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組むことができ、それが余暇になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組みます。

## 4-1 就労

### げんじょう しきく ほうこうせい 現状と施策の方向性

第4期障害者プランを策定するために実施した「当事者ワーキンググループ」に参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業につきたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の「精神障害者雇用義務化」などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含むすべての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要になってきます。

今回実施したアンケート調査では、全体の30%弱の人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の30%強の人が就労意向を持つなど、多くの人々が一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78



ばーせんと ひと なん かたち はたら つづ かんが へんかとう おうじ  
 % の人は何らかの形で働き続けたいと考えており、ライフステージの変化等に応じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

しゅうろう しえん しゅうろう ご きぎょう しょうがいりかい そくしん あんしん はたら つづ  
 就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など、安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

たよう はたら かた ひろ しょうがいしやしゅうろう きぎょう しみん かた りかい ふか  
 また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

たよう はたら しゅうろう せいかつめん しえん ふく ていちゃくしえん しょうがいしやこよう ひろ  
 多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

はたら ひと はたら ひ だ きぎょうどうじゅちゅうまどぐちどう つう きぎょうどう  
 働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づく行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、様々な発注ニーズに対応できるように事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行うことで、工賃の向上を図ります。

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

さまざま きぎょうしゆ きんむけいたい たよう か はたら かた しみん きぎょう かた む  
 様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や企業の方に向けて、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

とりくみ  
 取組

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	推進	推進

【再掲】 就労支援センター職員の人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	推進	推進
【再掲】 就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	推進	推進
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業）	法定サービスでの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	検討 ・ 実施	検討 ・ 実施

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	460人	498人	536人
就労移行支援事業の利用者数	1,476人分	1,547人分	1,617人分
就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	34.2%	42.1%	50.0%
就労定着支援利用者数	1,070人	1,190人	1,397人

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期目標	目標
共同受注センターによる受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。 市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	推進	推進

事業所の受注スキルの向上	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	推進	推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注をさらに推進します。また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	推進	推進

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者就労に関する市民啓発	シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野で働く障害者や障害者雇用を進めている企業の「生の声」を伝え、障害者就労に対する理解・関心を高めます。	推進	推進
障害者雇用に関する企業啓発	障害者雇用を検討している企業に向けて、雇用に関するセミナー等を実施し、合理的配慮の必要性など企業内での障害理解の促進を図ります。	推進	推進
ふれあいショップ等を活用した障害者就労に関する理解促進	新たに開業するJR 関内駅北口高架下の就労啓発施設及び新市庁舎内のふれあいショップをはじめ、既存のふれあいショップ等の運営を通じて、就労に関する理解の促進を図ります。	推進	推進

4-2 日中活動

現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにするうえで、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするためには、

専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとってさらに充実した生活になっていくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実を進めていきます。

(2) 地域でのつながりと広がり促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動先がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒になって活動したりすることで、地域とつながり、互いに良い影響を与える相乗効果を広げていきます。

とりにくみ  
取組

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	7,732人分	7,982人分	8,232人分
	128,853人日	133,022人日	137,192人日
自立訓練 (機能訓練)	42人分	42人分	42人分
	826人日	826人日	826人日
自立訓練 (生活訓練)	359人分	376人分	393人分
	5,812人日	6,088人日	6,363人日
就労移行支援事業【再掲】	1,476人分	1,547人分	1,617人分
	25,099人日	26,303人日	27,507人日
就労継続支援事業 (A型)	880人分	919人分	958人分
	17,203人日	17,962人日	18,721人日

就労継続支援事業（B型）	4,605人分	4,857人分	5,109人分
	79,012人日	83,339人日	87,666人日
地域活動支援センター作業所型	130か所	130か所	130か所
	2,600人	2,600人	2,600人
中途障害者地域活動センター	18か所	18か所	18か所
	517人	517人	517人

※この表における単位の考え方は次のとおりです。

- ・「人分」…月間の利用人数
- ・「人日」…月間の利用人数×一人一か月あたりの平均利用日数

## 4-3 スポーツ・文化芸術

### 現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実する、という人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約4割の人が「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」、約2割の人が「習い事」、約15%の人が「趣味のサークル」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができている人は、それぞれ5%以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活のさらなる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組みます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしに関わらず活動に参加できるように、引き続き、環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

#### (1) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

#### (2) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしに関わらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、2014年からこれまで開催してきた『ヨコハマ・パラトリエンナーレ』の取組を生かし、障害



のある人となない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

とりくみ  
取組

(1) スポーツ活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃ 障害者スポーツ の啓発と理解の そくしん 促進	とうきょう 東京2020パラリンピックにより高まる関心を大会後の障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
みぢか 身近な地域にお ける障害者スポ ーツの推進	ひつづ 引き続き、障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

(2) 文化芸術活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しょうがいしゃ 障害者の文化芸 術活動の支援	かいてい アートイベントの開催や、活動を支える人材の育成、様々な団体等と連携した文化芸術活動の場の創出に取り組めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃ 障害者の文化芸 術鑑賞の支援	さまざま 様々な団体等と連携し、障害の特性に応じた鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用のための環境整備、活動を支える人材の育成等に取り組めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>文化芸術による 地域共生社会実 現に向けた取組 の推進</p>	<p>関係機関との連携を深め、文化芸術体験や 公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通し て、障害のあるなしに関わらず誰もが互い に対等な立場で関わりあうことを進める活 動を促進します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>仮称) 読書バリア フリー法に基づ く横浜市計画の 策定、推進</p>	<p>読書バリアフリー法に基づく、地方公共 団体の計画として策定し、計画に基づく 取組を推進します。</p>	<p>策定 ・ 推進</p>	<p>推進</p>

## 第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

### 1 本章の位置づけ

第3章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。

一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とは言えません。地域社会の中で、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組が連携することで、基盤を整備・強化していくことが重要です。

第4章では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げます。

### 2 国の動向

国は、平成28年に発表した「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」において、「全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

社会全体のありようとしての「地域共生社会」を実現する仕組みとして、高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」が導入されています。「地域包括ケアシステム」は、高齢者のケアとして必要な支援を地域で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するもので、障害者やこどもの支援にも応用できると考えられています。

そこで、平成28年度に、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念とされました。

一方、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で包括的に支える体制が必要とされてきたことから、平成27年度に国は地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を立ち上げ、「地域生活支援拠点機能の整備」を進めてきました。「地域生活支援拠点」は、地域に存在する社会資源を有機的に結びつけ効率的・効果的な地域生活支援体制を構築することにより、障害者の生活を地域全体で支

えていこうというものです。

### 3 横浜市の状況

「地域生活支援拠点機能」の整備は、まったく新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所のみなさん、地域の方々と協力しながら、地域活動ホームや基幹相談支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害特有の生活のしづらさについて、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持ち、これまでのつながりの中での機能の見直しや、制度に基づかない支援も含めたつながり同士の結びつきにより、地域の特性をふまえた多くの課題に対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを説明します。

#### (1) 地域生活支援拠点機能

##### 機能1 相談

##### 【将来像】

必要な人すべてが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

また、地域での障害理解が進み、横浜市後見的支援制度など既存の社会資源を活用した緩やかな見守りが機能しています。

##### 【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手であるという認識を持てるよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促

し、それらを3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

## 機能2 緊急時の受入れ・対応

### 【将来像】

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担のもとで、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型障害者地域活動ホーム及び23か所の機能強化型障害者地域活動ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携のもと、他に受入れ先がない方の利用が促進され、緊急時の受入れにも対応できています。

### 【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識のもと、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や、障害者地域活動ホームや多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入れ促進、拠点施設等の定期的な評価及び改善（PDCAサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

## 機能3 体験の機会・場の提供

### 【将来像】

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報が入りこみ更新され、入手・活用できる状態です。



さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験をすることで様々な選択肢の中から自身で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

#### 【取組】

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行うための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

### 機能4 専門的人材の確保・育成

#### 【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

#### 【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場としてさらに機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充および効果的な運用方法などを検討します。

### 機能5 地域の体制づくり

#### 【将来像】

区障害者自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人を地域全体で支える具体的な取組を展開しています。

## 【取組】

日ごろの見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野を超えた多様な方々に協力してもらえる関係づくりを進めます。

また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

### 仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

#### 【将来像】

日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいのか、わかりやすく情報を受け取ることができます。

また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

#### 【取組】

緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、関係者・関係機関それぞれが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけを行います。

特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族をふくめ、緊急的な医療を確保するための対応（精神科救急等）だけではなく、本人が望まない入院や緊急事態にならないよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシスタントなどを活用した訪問活動など普段からの支援が途切れることなく提供できる体制づくりを行います。

### 仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

#### 【将来像】

病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポートが受けられます。

また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活するうえで必要な支援を受けられます。

### 【取組】

病気により入院(再入院)となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

## 仕組み3 安心した生活を確保するための仕組み

### 【将来像】

希望する地域で様々な暮らしの場を自分自身で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続きなど日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができています。

### 【取組】

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続きや家事、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

## 仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

### 【将来像】

精神保健福祉と他の様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができています。

### 【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報および技術交流の機会を整えていきます。

## 仕組み5 住民への障害理解に関する仕組み

### 【将来像】

地域における、ゆるやかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

### 【取組】

研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受けられる関係づくりを進めます。

## 仕組み6 お互いに支えあえる仕組み

### 【将来像】

精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者にわ分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、ともに支えあっているような体制ができています。

### 【取組】

関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場をもつ人同士が互いに精神的な支えとなれるような場や機会を整えていきます。

## 4 今後の方向性

これまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。「第4期横浜市障害者プラン」の基本目標である「障害のある人も無い人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思に







# 第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

## 1 PDCAサイクル

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行う予定です。その際、併せてプラン全体の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等との意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価・検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも、柔軟に対応します。

### ●見直しの時期

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)					
	障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画		
	障害児福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害児福祉計画		

見直し

見直し

### ●PDCAサイクルのイメージ

#### 計画(Plan)

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込み量を設定します。

#### 改善(Action)

中間評価等の結果を踏まえて、必要に応じて障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。

#### 実行(Do)

計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

#### 評価(Check)

各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握しながら、障害者計画の中間見直し(令和6年度を予定)を行います。障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の方針に基づき、評価を行っていきます。

## 第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査

### 結果報告書

令和2年3月

## I. 調査概要

◆調査対象：令和元年12月1日現在、「身体障害者手帳をお持ちの方」「愛の手帳をお持ちの方」「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」「障害者総合支援法の福祉サービスを利用している、障害者総合支援法対象疾病の患者の方」

◆抽出方法：調査対象の約10%の方17,098人を無作為抽出

◆調査方法：郵送によるアンケート形式

◆調査期間：令和2年1月10日～2月7日

◆回収数：6,997通（回収率40.9%）有効回答数6,954通

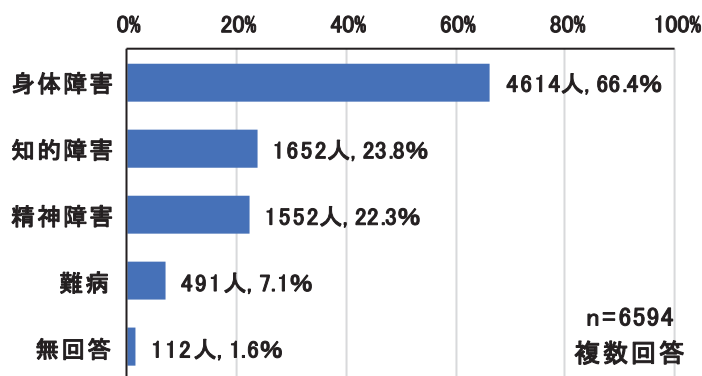
### ◆集計結果の見方

- ① 図（グラフ）の中で使用されているアルファベットnは、その設問に対する回答者数をあらわす。
- ② 回答の比率（すべて百分率（%）で表示）は、その設問の回答者数を基数（件数）として算出している。したがって、複数回答の設問の場合、すべての比率を合計すると100%を超える場合がある。また、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合がある。
- ③ 回答者の属性別（居住、居住形態など）の回答状況を示す表（クロス集計）を掲載した。

### ※概要数値の見方

数値はそれぞれ割合（%）を表示。基数の記述があるもの以外は有効回収数を基本としている全体（n=6594）

身体障害者（n=4614）、知的障害者（n=1652）、精神障害者（n=1552）、難病（n=491）注：重複有



（身体障害者の中で点字回答5件）

### ※クロス集計表の見方

網掛：選択肢の中で、第1位の項目については網掛にしている。

## 全体編

# 全 体

## 目 次

Ⅱ. 調査結果 .....	1
はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします .....	1
あなたやあなたのご家族のことについておたずねします .....	2
ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします .....	13
あなたの地域での生活状況についておたずねします .....	23
近所の人とおつきあいや余暇についておたずねします .....	33
就労の状況についておたずねします .....	36
医療と健康についておたずねします .....	44
災害関係についておたずねします .....	47

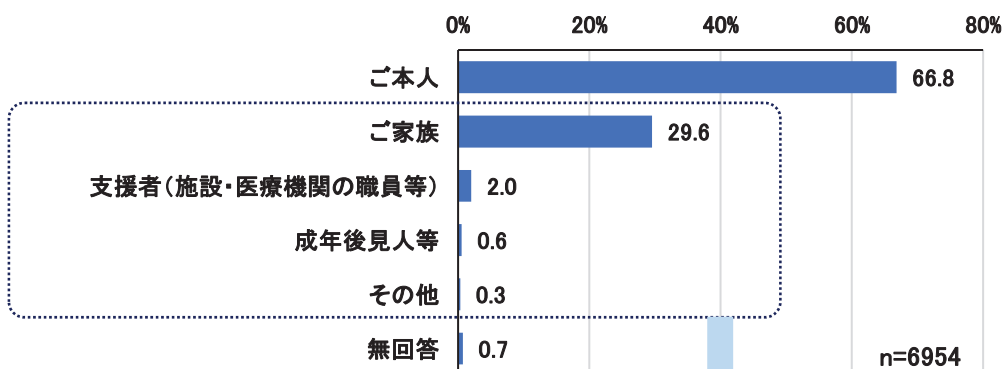


## II. 調査結果

はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします

問1 このアンケートはどなたが記入されますか。(○は1つだけ)

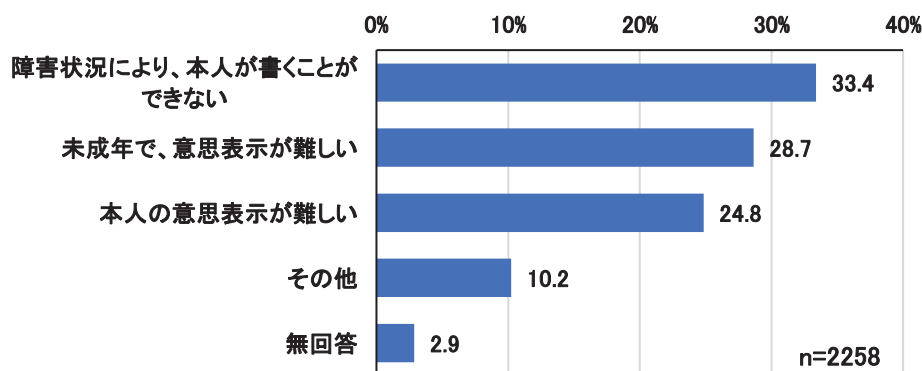
◆ アンケートの記入は、「ご本人」が66.8%、「ご家族」(29.6%)、「支援者(施設・医療機関の職員等)」(2.0%)等の順。



問1で2番から5番を選んだ方にうかがいます。

問1-1 本人以外の方が記入するのは、どのような状況からですか。(○は1つだけ)

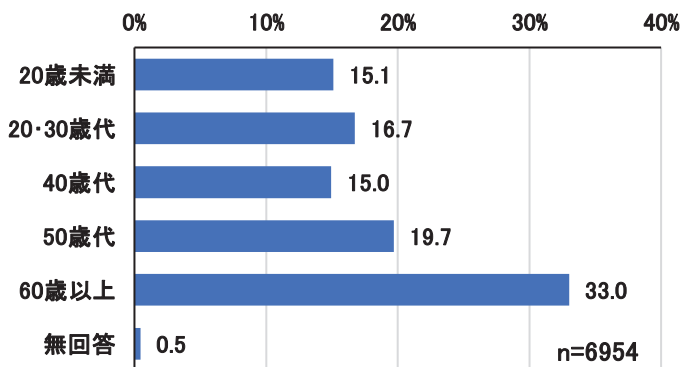
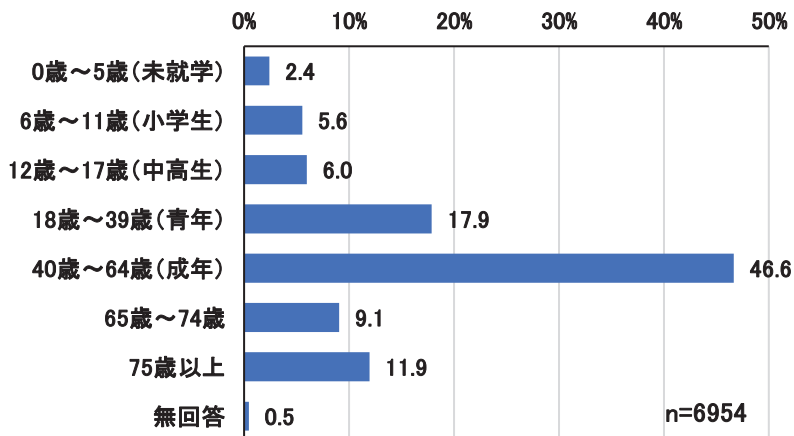
◆ 本人以外の方が記入する状況は、「障害状況により、本人が書くことができない」が33.4%、「未成年で、意思表示が難しい」(28.7%)、「本人の意思表示が難しい」(24.8%)の順。



# あなたやあなたのご家族のことについておたずねします

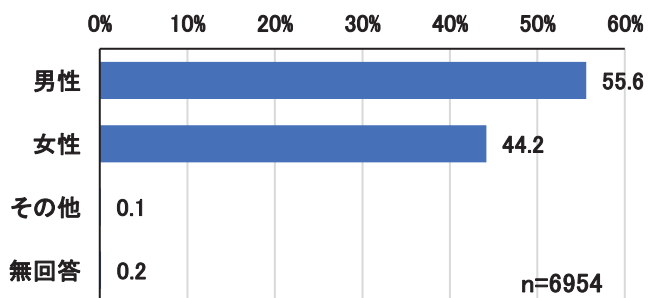
と  
ねんれい  
問2 あなたの年齢

◆ 「60歳以上」が33.0%、「50歳代」(19.7%)、「20・30歳代」(16.7%)等の順。



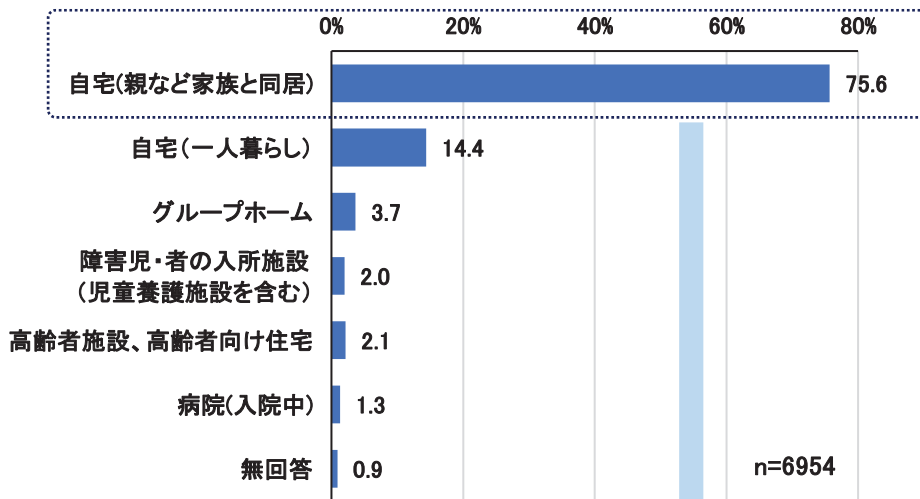
と  
せいべつ  
問3 あなたの性別(○は1つだけ)

◆ 「男性」が55.6%、「女性」が44.2%。



問4 あなたは現在どこで暮らしていますか。(〇は1つだけ)

◆ 「自宅（親など家族と同居）」が75.6%、「自宅（1人暮らし）」（14.4%）等の順に高い。

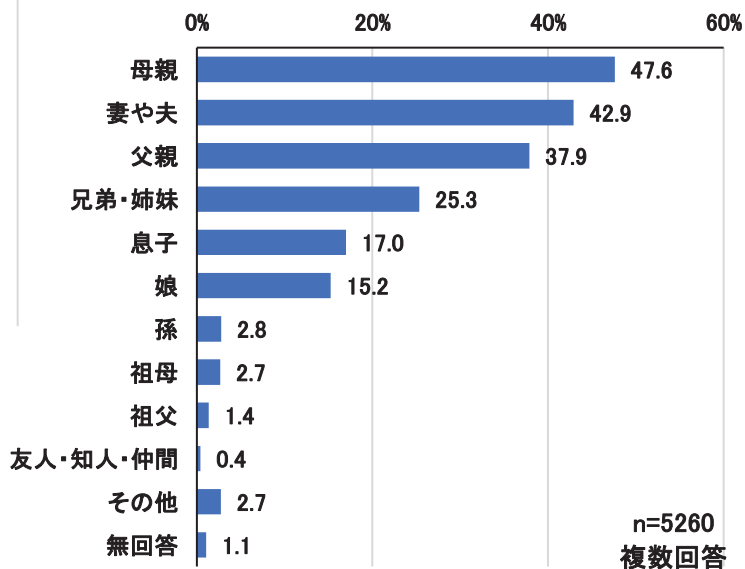
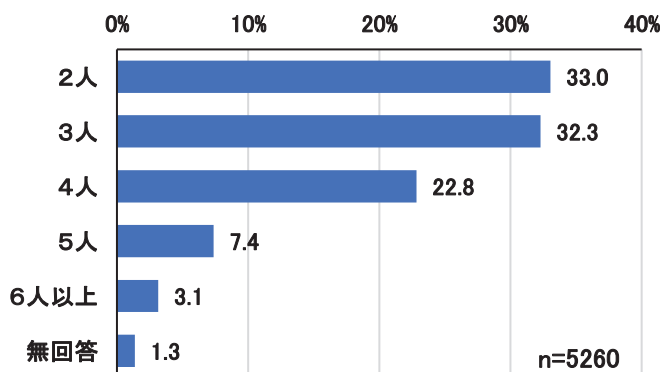


問4で1番を選んだ方にうかがいます。

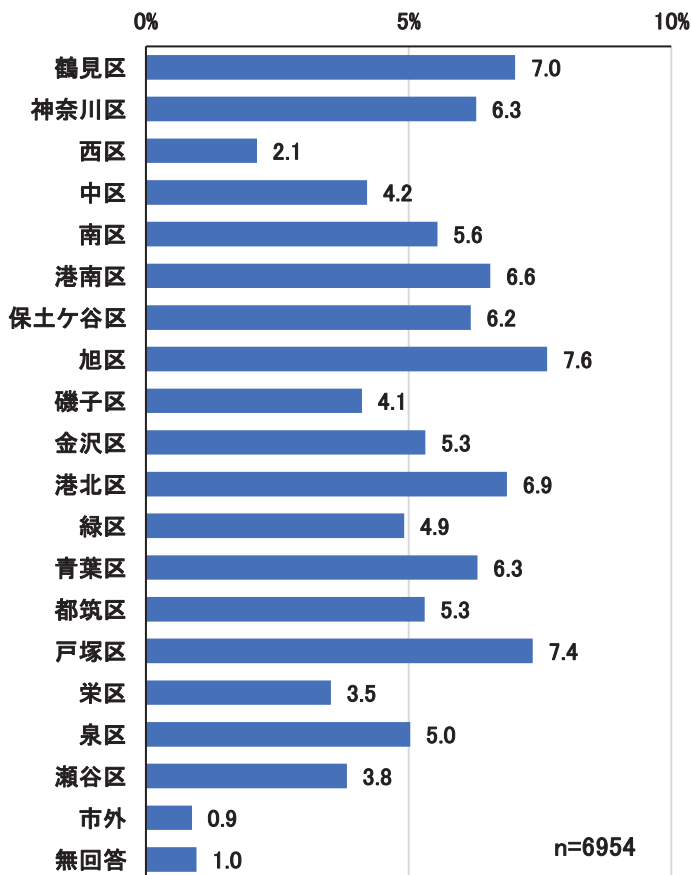
問 4-1 自宅で暮らしている場合、一緒に暮らしているご家族はあなたを含めて何人ですか。

問 4-2 あなたと一緒に暮らしている方すべてに〇をつけてください。(〇はいくつでも)

◆ 一緒に暮らしている家族は、「2人」が33.0%、「3人」(32.3%)、「4人」(22.8%)等の順。  
 ◆ 一緒に暮らしている家族は、「母親」(47.6%)、「妻や夫」が42.9%、「父親」(37.9%)等の順。

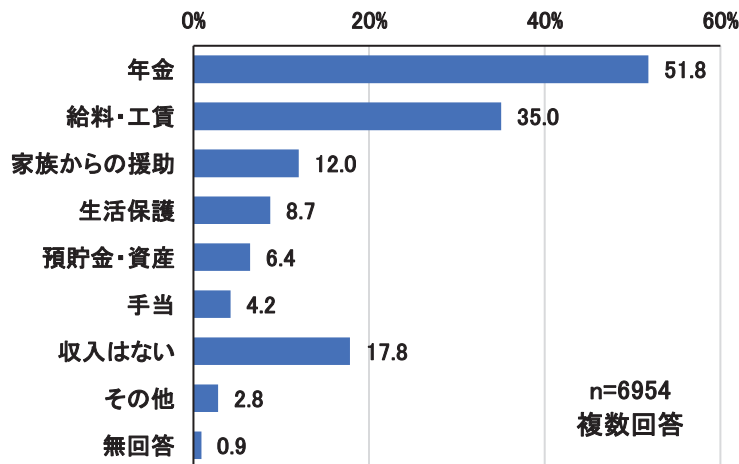


とい げんざいく なにく  
**問5 あなたが現在暮らしているのは何区ですか。(○は1つだけ)**



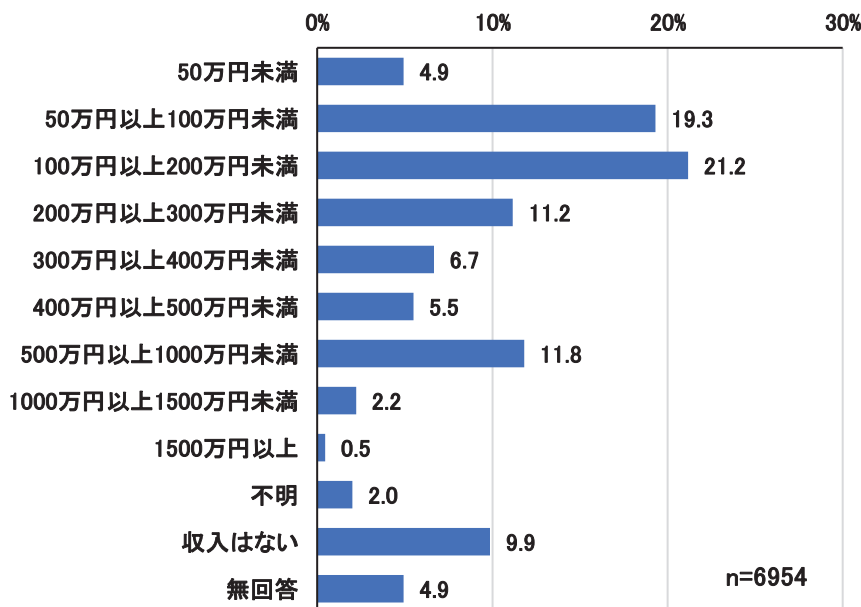
とい しゅうにゆうげん なん  
**問6 あなたの収入源は何ですか。(○はいくつでも)**

◆ 収入源は、「年金」が51.8%、「給料・工賃」(35.0%)等の順。一方、「収入はない」は17.8%。



と い じ し ん ね ん し ゅ う ね ん き ん て あ て せ い か つ ほ ご ひ し ん ぞ く え ん じ ゃ ふ く ほ ん に ん  
**問7 あなたご自身の年収をおたずねします。(年金、手当、生活保護費、親族からの援助も含めて) 本人**  
 さ い み ま ん じ ど う ば あ い お も せ い け い い じ ほ ご し ゃ か た こ た  
**が18歳未満の児童の場合、主に生計を維持する保護者の方についてお答えください。(0は1つだけ)**

- ◆ 年収は、「100万円以上200万円未満」が21.2%、「50万円以上100万円未満」(19.3%)等の順。一方、「収入はない」は9.9%。



と い し ん たい し ゅ う が い し ゃ て ち ゅ う も も か た し ん たい し ゅ う が い し ゃ て ち ゅ う き さ い  
**問8 あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「身体障害者手帳」に記載された**  
 し ゅ う が い て い ど こ た  
**障害の程度をお答えください。(0は1つだけ)**

- ◆ 身体障害者手帳を持っている方は、全体の66.3%。身体障害者手帳の障害の程度は、「1級」が24.0%、「2級」(13.4%)、「4級」(12.8%)等の順。一方、「身体障害者手帳はもっていない」は24.3%。

